

行政常任委員会

令和元年9月12日（木）

午前10時00分開 会

○三鬼（孝）委員長 おはようございます。ただいまから行政常任委員会を開会いたします。

今回の行政常任委員会に付託されました議案44号から議案66号までの23議案と、陳情1件がありますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

なお、審査につきましては、行政常任委員会進行表に従ってとり行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、開会に当たりまして、市長のほうから御挨拶を。

○加藤市長 おはようございます。委員の皆様には、昨日までの本会議に引き続き、本日から行政常任委員会を開催していただきまして、本当にありがとうございます。

本委員会に付託されております議案につきましては、議案第44号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、議案第66号、平成30年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてまでの23議案であります。それぞれの担当課より提出議案について説明いたさせますので、よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○三鬼（孝）委員長 ありがとうございます。

それでは、財政課の議案第56号の補正予算（第3号）の議決について、説明を求めます。

○岩本財政課長 それでは、議案第56号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決についてにつきまして、補正予算書並びに委員会資料に基づき、御説明申し上げます。

まず、補正予算書の1ページをごらんください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億3,749万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ101億6,337万7,000円とするものでございます。

続きまして、第2項にあります第1表歳入歳出予算補正の内容のうち、財政課に係る補正予算について御説明申し上げます。

予算書の10ページ、11ページをごらんください。

歳入でございます。9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金は、362万7,000円を増額し、計1,062万7,000円とするもので、これは、交付額の確定に伴う補正でございます。

次に、10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税につきましては2億6,801万7,000円を増額し、計38億1,101万7,000円とするものでございます。これは、普通交付税の交付額確定によるものでございますが、今回増額となった主な要因といたしましては、まず、基準財政収入額におきまして、主に固定資産税のうち償却資産税が減少したことなどにより基準財政額全体として9,006万4,000円減少いたしております。

また、基準財政需要額につきましては、3点ございます。

まず、1点目が交付税算定において国が定める各種補正係数、単位費用について、過去の推移から減少すると見込んでいたものが複数の経費において増加となったこと、2点目に公債費が主に過疎債償還額等において8,177万円の増額となったこと、3点目に臨時財政対策債への振替額が昨年度より5,612万1,000円減少したこと、これらの要因によりまして基準財政需要額全体として1億8,284万5,000円の増加となりました。

以上、基準財政収入額の減少と基準財政需要額の増加により今回、普通交付税が増額となったものでございます。

続きまして、12、13ページをごらんください。

18款繰入金、2項特別会計繰入金、1目後期高齢者医療事業会計繰入金41万2,000円の増額及び2目国民健康保険事業会計繰入金580万5,000円の追加は、いずれも特別会計の平成30年度決算に伴う精算分として一般会計に繰り入れるものでございます。

続きまして、14、15ページをごらんください。

21款市債、1項市債、1目総務債につきましては9,310万円を増額し、計3億4,180万円とするものでございます。これは、防災行政無線デジタル化事業債の増額によるものでございます。

同じく、8目臨時財政対策債につきましては、普通交付税の算定において臨時財政対策債への振替額が減少したことにより、6,200万円を減額し、計2億4,9

00万円とするものでございます。

続きまして、16、17ページをごらんください。

歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費は、4億16万1,000円を増額し、計5億5,100万3,000円とするものでございます。内訳でございますが、財政調整基金積立金3億7,008万円は、平成30年度決算に伴う繰越金及び普通交付税が増額となったことなどに伴う積み立てでございます。

また、活性化対策基金積立金9万6,000円、熊野古道森林施業対策基金積立金100万円、交通安全対策基金積立金3,000円、尾鷲みどりの基金積立金125万7,000円につきましては、いずれも前年度の基金充当事業の事業費確定に伴い、執行差額を積み戻すものでございます。

また、ふるさと応援基金積立金2,772万5,000円は、前年度に御寄附をいただきましたふるさと納税のうち、1月から3月分の寄附額の積み立て及び前年度の基金充当事業の事業費確定に伴う執行差額の積み戻しでございます。

ここで、委員会資料の1ページをごらんください。

今回の補正予算を踏まえた基金残高でございます。

まず、財政調整基金につきましては、3億7,008万円を積み立てることにより、補正後残高は6億7,725万8,000円、以下、それぞれの基金につきましてはごらんのとおりでございます。

補正後の残高合計は17億4,407万8,000円となる見込みでございます。

補正予算書にお戻りいただき、24、25ページをごらんください。

11款公債費、1項公債費、1目元金は82万9,000円を増額し、計11億9,244万円とするものであり、2目利子は276万5,000円を減額し、計5,498万5,000円とするものでございます。これは、いずれも平成30年度の記載借入額及び利率の確定に伴うものでございます。

続きまして、5ページをお願いします。第3表地方債補正でございます。

防災対策事業につきましては、防災行政無線デジタル化事業債の増額に伴い、限度額を430万円から9,740万円に補正するものであり、臨時財政対策債につきましては、借り入れ可能額の確定に伴い、限度額を3億1,100万円から2億4,900万円とするものでございます。

議案第56号に係る財政課からの説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長　　ありがとうございます。

財政課長に係る議案第56号の説明が終わりましたので、御質疑願いたいと思います。御発言願います。

○三鬼（和）委員 先ほど、歳入のほうで、交付金のこと、説明があったんですけど、ちなみに償却資産税は前年度比で幾らぐらい減額になって、交付参入がその金額がわかればいいけど、わからなかったら何%ぐらい、何十%ぐらいが参入になったか、この当該年度分の説明をお願いします。

○岩本財政課長 先ほど言われました償却資産税の減額につきましては、基準財政収入額の中では8,000万円の減少となっております。一応75%の参入ですので、単純に考えたら1億2,000万の実質の減額があったということになります。

○三鬼（和）委員 1億……。

○岩本財政課長 1億2,000万円。

○奥田委員 さっきと同じようなところなんですけど、地方交付税のところ、10ページのところ。2億6,800万増額になったと、非常にこれ、今、財政が厳しい中、非常にありがたいですね。

それで、もう一回ちょっと確認したいんだけど、基準財政需要額と基準財政収入額の話がありましたけれども、もうちょっとわかりやすく説明してもらえませんか。基準財政需要額がふえたんですね。基準財政収入額が減ったということなのかな。その辺、ちょっとわかりやすく説明してもらえん、これ。

○岩本財政課長 地方交付税は、御存じのとおり基準財政収入額と基準財政需要額の差額を交付税としていただけるわけですけども、基準財政収入額につきましては、先ほど申し上げましたとおり、市税、特に償却資産税の減少によって基準財政収入額が下がったと。

一方の基準財政需要額につきましては、まず、公債費の償還額がふえておりますので、そこで8,000万円程度の公債費の増額があったと。

もう一つは、臨時財政対策債、毎年、需要額を算定した中で、そのうちの交付税会計の中で足りない分というのは臨時財政対策債のほうに回して、国と市で半分ずつの起債を起すわけですけども、今回の場合は、借入額を少なくするというところで、国の方針で振替額が少なくなった。振替額が少なくなったということは、その分、需要がふえるということになりますので、その辺の影響で収入が減って需要がふえたということで、交付税がふえたということになります。

○奥田委員 その辺がおかしなあれやけど、交付団体ですから、そういう意味で

はこういうことになるんでしょうね。ですから、僕は前も市長に申し上げたように、経済を振興せなあかんのやとか、それはわかるんやけれども、わかるんですよ、それは。でも、それが第一ではないということね。だから、今言うたように、今回の場合、基準財政需要額というのが、全体のパイがふえて、その中で、税金がある分は引かれてしまいますからね、交付税というのは。だから、税金が減った部分は、また交付税として、交付団体ですから補完してくれると。だから、両方の今、尾鷲市にとってはプラスになったということになるんですかね、これ。需要額がふえて税金が減った分、交付税がふえたと、そういう理解なんですよ。おかしな計上ですけどね。

○岩本財政課長 収入額の話でいいますと、例えば市税のほうで1億円の減収があったとしますと、交付税のほうでは75%ですので、7,500万円ふえるということになります。ですので、市税と交付税を合わせると、その差額の2,500万円が減少するというようになります。

○野田委員 関連するんですけれども、地方交付税のところで、この補正後を38億1,101万7,000円という形になるんですが、今、要因とすれば、焼却資産税の増とか、あと、そういうことを今言われたんですけれども、償還額が多くふえたということによって戻しがあったということなんです。

今後の見通し、今回2億6,000万ふえているんですけれども、今後の見通しというのはちょっと厳しい予想になるのかもわかりませんが、どのような流れを予想していますか。

○岩本財政課長 基準財政収入額の中では、大きなところは市税がやっぱり減少傾向にあるというところで、そこだけ考えると交付税の増加要因にはなりますけれども、需要額の中では、今回は交付税算定の中で計算される単位費用であるとか、係数がふえた部分がありますので、こちらの予想外に。そこら辺を予想すると、今後、同じようにふえるかというところ、そこはなかなか予想しにくい部分がありますので。

もう一つは、人口減少、国調人口の減少によって、令和2年度に国調人口が変わってくると、令和3年度からその影響を受けるということがありますので、そのあたりの影響を考えると、なかなか同じようにふえていくという予想は立てにくいと思っております。

○三鬼（孝）委員長 他にございませんか。

○楠委員 基金の状況で4億ということで、頑張ったのか、事業を何かストップ

したのかは別にしても、この基金をしっかりと積み立てていくということは大切なんですけど、1点、みえ森とみどりの県民税の交付金基金がゼロベースになっているというのは、今後もうこういう状況があるのか、ないのか、ここだけちょっとお願いします。

○岩本財政課長　みえ森とみどりの県民税の基金につきましては、その年度で使い切ってしまうと積み立てというのはありませんもんで、今のところそういう状況が続いておるといことになります。

○三鬼（和）委員　関連になっていくんですけど、都市計画事業基金が2億2,583万3,000円積んでいますよね。ここの尾鷲港新田線は県の事業になったということで、若干の中からは負担すべきものというか、必要な分は要とは思いますが、これはあれですか、国とか県の縛りはあるにしても、一種の市税と、尾鷲市だけ独自に集めておる税金ですよね。やっぱりこの部分というのは広域で、ごみ処理施設なんかするときのように用意されておるんですか。ほかの目的としてはどうなんですか。現状としても土地計画的なもんで、かなり減ってきておるよに思うんですけど、この土地計画事業税の基金のあり方としてどうなんですか。本市が提供するもんで、最初の目的からすると、かなり少なくなってきたよには思うんですけど、どうなんですか。

○岩本財政課長　この都市計画事業基金というのは、最初の積み立てのときには余剰金が発生したという状況の中で積み立てておりますので、県のほうからも、これを早く解消すべきという指導があつて、充当できる事業があれば目いっぱい使っていくという方向になると思うんですけども、先ほど言われました尾鷲港新田線の事業であるとか、今後発生してくるであろうごみの焼却施設の、これについては都市計画事業決定がないとできないとは思いますが、そういった事業があれば、早急に充てられる分については充てていきたいというふうな考えであります。

○三鬼（和）委員　都市計画事業についても、都市計画事業が何になるか云々でしないと、現状の残っておる都市計画の中、市が方針でやろうとしておる都市計画の中では、この都市計画税の集め方の税率というのか、徴収しておる部分というのが本来の目的と合っているのかどうかというのを、ちょっと違ってきたんじゃないかと思うんですけど、財政課、税務課等との関係もあろうかと思うんですけど、建設課等々の。それは庁内的には、この都市計画事業税については議論なんかはされておるんですか。余剰金で今後も出る可能性というのはあるかと思うんですけど、いかがですか。

○藤吉副市長　　都市計画税の基金につきましては、先ほど財政課長が御説明させていただいたように、都市計画税の余剰金があるということで、それを明確にさせるために基金をつくりなさいよ、そして、あと、都市計画事業に充当して早くその基金は解消するよということ御指導いただいています。

その中で、昨年、例えば尾鷲港新田線みたいな都市計画道路以外に、ごみ焼却施設についてももっともっと都市計画事業の中に位置づけられて、そして、その事業計画も県のほうと相談させていただきまして、その中で令和元年度の予算の中では、ごみ処理施設の整備については都市計画基金を充当させていただいておるという形でございます。

先ほど委員がおっしゃられました広域ごみにつきましては、今、都市計画の中にも入っていませんし、今後また、都市計画事業につきましては、計画自体の見直しもする中で、十分、担当課であります財政課、税務課、建設課、そして、環境課も含めて、どういったものが都市計画の中にふさわしいのかということは、全庁的な中で検討してまいりたいなと、こんなふうに考えております。

○三鬼（和）委員　　現状としては、ごみの部分というんですか、これを都市計画でやるんだったら、全市的な徴収というのが検討しなくちゃいけないのかなと思うところが1点あるのと、今の旧尾鷲町内における都市計画の中では、今の徴収のあり方であれば、これはこんなにも要らなくなるんじゃないかなということも、現在市がやろうかという都市計画の中では、これほど税を徴収しなくてもいいのではないかなということが考えられると思うので、これはもう少し具現的な取り組みというか、検討が必要ではないかなと思うんですけど、その辺はどうですか。

○藤吉副市長　　尾鷲港新田線だけじゃなくて、これからどうしていくかということところが都市計画の中身でございますので、そういった都市計画税の充当すべき道路であるとか、公園の整備も含めて、全庁的にしっかりと検討させていただいて、税率も含めて議論はさせていただきたいな、こんなふうに思います。

○三鬼（和）委員　　しっかりやっていただいて、こういうふうにごみの施設に使える使えるでありがたいことですが、都市経営の中で公共事業というのも地元にも土建屋さんというか、建設業の方もかなりいる中で、公共事業というのはかなり減ってきておりますので、税收、このように基金で積み立てていくのであれば、やっぱり公共事業として公園のことなんかも含めて、市民からの要望も多いこともあって、適用で済むのであれば積極的に公共事業の中で整備ができることについては、やっぱり前向きに検討して、経済にも若干は寄与するというか、貢献するとい

うのがあり方だと思うんですけど、その辺についてもやっぱり議論してほしいなと思うんですけど、いかがですか。

○藤吉副市長　都市計画税につきましては、まず、基金については余剰の部分ですので、今、県から基金を早急に解消するよということの御指導の中で進めていますけれども、今後、都市計画税の税率も含めて、どういことが新しい都市計画としてやっていくべきなのかということも含めて、公共事業に充てるべきかどうかということも頭に入れながら議論をさせていただきます。

○奥田委員　ちょっと関連で1点確認したいんですけど、この都市計画事業基金なんですけど、私が以前、返してくださいという話をしましたけど、ごみ焼却施設の修繕に使うということが大事ですね。

今これ、都市計画税を取っているのは旧町内だけなんですよね。旧町の市民だけです。ごみ焼却施設は全市民にかかわることなんですよね。都市計画区域、今確かに賀田もありますよ。でも、賀田、都市計画区域やけど、今、取っていないんですよ。須賀利も取っています。輪内のほかの地域も取っていない。その中で僕はきちとした説明を市民の方にしてくださいよという話をしましたけど、それ、どうなっているんですか。ちゃんと市民の方に了解するように説明はされておるんですか。

○藤吉副市長　ごみ焼却施設に都市計画税を充てることにつきましては、昨年の広報おわせの中でも掲載させていただきまして、十分御説明させていただいているのかなと思います。

それから、あと、市街地の方しか取っていないよという話なんですけど、その辺は県との相談の中で、今、ごみ焼却施設、市街地からは遠いですがけれども、ほかのセンター管内地域に比べると非常に近くて、持ち込みもできるということで、そのあたりは現在取っている市街地の部分との整合も十分とれているんじゃないかということでは、一応県との相談もさせていただいております。

以上でございます。

○奥田委員　県は、全尾鷲内から都市計画を取っていると思っていたらしいですね、あなたが最初に相談したときに。だから、構いませんよということを使ったことですね。それは副市長にも僕、直接お伝えしましたがけれども、だから、その辺のところをきちとした正確を県に伝えた上でやらないと、県もやっぱり困っているわけですよね。今、本当にこれでええのかと、全地域から取っていないのに。

それも、やっぱりきちっと広報に載せたからといって、そういうことも踏まえて

説明していますか。やっぱりきちっとした説明を市民の方にした上で、旧町内にしたら持っていきやすいからとかいいですけど、でも、ごみ焼却施設自体が尾鷲市民全体のものじゃないですか。だから、その辺のところをきちっとした、旧町内の方々に本当にきちっと納得してもらえる形にしておかないと、これ、やっぱり不公平ですよ。税の公平性に反しますよ、やっぱりこれは明らかに。だから、その辺のところを僕は、きちんと説明を副市長、すべきじゃないですか、それは。それでええんですか、それでも。

○藤吉副市長 昨年の広報で掲載させていただいて、市民の方に御説明させていただいたと思っておりますけど、引き続きまた、御理解いただけるような形で工夫をしてみたいと、こんなふうに考えます。

○三鬼（孝）委員長 他にございませんか。

○楠委員 今、副市長のほうから余剰金という、県のほうからの指導があつてということなんですけど、余剰金って本来、計画をちゃんとやっていけば出ないはずなんですよね。都市計画という大事なことがあるのに。今までやっていないから、県から指導を受けちゃうと。県から指導を受けるというのは、国からも指導を受けちゃうことなんですよね。

だから、私も一般質問で言いましたけど、JAの復興計画とか大事なところは、都市計画的に位置づけできるものはしっかりやれば、税の取り立ての部分についてはまた別件の話として、やはり基金としていつも積み立てて、都市計画を、まちづくりを進めていくということにしておかないと、余剰金が多いからどうのこうのじゃなくて、しっかりこの基金を活用できるような地域まちづくりの計画をしてほしいというふうに思いますので、いきなりあちこちに勝手な線を入れるわけにはいかないにしても、2年もあればお釣りが来るくらいの時間だと思うので、早急に取り組んで、県から余剰金だなんて言われぬように、しっかりちょっとまちづくりの計画を考えてほしいなというふうに思います。

○三鬼（孝）委員長 答弁。

○藤吉副市長 都市計画につきましては、現在見直しを行っております、また、県とも協議させていただきながら、早急に新しい都市計画の見直し案についてはお示しさせていただきたいな、こんなふうに思います。

○三鬼（孝）委員長 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 なければ、財政課に係る議案第56号、補正予算（第3号）

の議決についての審査を終わりたいと思います。

続きまして、報告事項が4件ほどありますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

最初に、基金の状況、これは……。

(発言する者あり)

○三鬼(孝)委員長 財政収支見通しですか。どうぞ。よろしくお願いします。

○岩本財政課長 それでは、財政収支見通しについて御説明を申し上げます。

委員会資料の2ページをごらんいただきたいと思います。

今回作成いたしました財政収支見通しにつきましては、前回同様、当初予算編成時における財源不足額を把握するため、一般財源ベースで試算をしております。

作成における前提条件につきましては、4ページのほうに詳しく記載しておりますので、後ほどごらんいただければと思いますけれども、前回からの主な修正部分につきまして説明させていただきます。

まずは試算期間を令和2年度から令和6年度までの5年間と設定をいたしております。

また、歳入の試算におきましては、各種交付金のうち、地方消費税交付金における本年10月からの税率引き上げの影響及び環境性能割交付金の創設や地方特例交付金における減収補填措置等の影響額を推計して反映をしております。

また、地方交付税につきましては、本年度の普通交付税の算定結果をベースとして、改めて推計を行ったものでございます。

一方、歳出の試算におきましては、大きく変化しているのは、令和2年度から臨時職員の賃金が人件費に区分される見込みでございますので、令和2年度以降の臨時雇賃金等につきましては人件費のほうへ計上をしております。

また、本年度実施しております職員の給与等の削減につきましては、来年度以降の方針が現時点では決定されておられませんので、削減していない状態での試算となっております。

そのほか、歳入歳出の各項目におきましては、過去の決算額も参考としながら、今後の動向等について現状で把握できる範囲で見込んで、推計を行ったものでございます。

こうした前提条件のもとで、それぞれの項目について推計を行いました結果、2ページの表の中段下あたりにあります一般財源不足額Cの欄でございますが、令和2年度では5億2,320万円、令和3年度では5億6,615万1,000円、以

降、各年度記載のとおり的一般財源不足額が生じる見込みとなりました。

この一般財源不足額につきまして、一番下の財源不足対策のところをごらんいただきたいと思いますが、令和元年度、本年度の当初予算におきましては、人件費、補助費等を初め、その他経常経費等の削減によりまして、一般財源の削減を図ったわけですが、それでもなお不足する額につきましては、ごらんとおり財政調整基金ほか減債基金、都市計画事業基金からの取り崩しによって収支の調整を図ったところがございます。

令和2年度以降につきましては、仮に減債基金と都市計画事業基金を使い切る形で、それぞれ取り崩しを行いまして、なおかつ財政調整基金に不足が生じないようにするために、4の網かけ部分の収支改善目標額を8,000万円、5年トータルでは4億円ということになりますが、そういうふうな設定をしております。

その上で、1の部分の財政調整基金の取り崩し必要額が令和2年度では2億2,320万円、令和3年度で3億31万8,000円、以降、令和6年度までごらんとおりの取り崩しが必要となる見込みでございます。

続きまして、次のページをごらんください。

この表は、各年度の当初予算編成時における財政調整基金の残高見込みを推計したものでございます。先ほど申し上げました1年間8,000万円、5年で4億円の収支改善を反映した上での数字でございます。

表の左から2番目の当初予算編成前残高（12月補正後残高）の部分でございますが、これは過去3年間の財政調整基金の積立額、取り崩し額の実績をもとに、12月補正後の残高を推計したものでございます。

なお、この推計におきましては、9月及び3月補正における財調への積み立てにつきましては、過去3年の平均ではなく、過去3年間で一番積み立ての少なかった額を用いて推計を行ったものでございます。

その右の欄、当初取り崩し必要額につきましては、先ほどの財政見通しにおける各年度の財源不足額に対する財政調整基金の取り崩し必要額を記載しております。

一番右下をごらんいただきますと、先ほど申し上げました8,000万円の収支改善をしても、なお令和6年度の当初予算編成後の残高が3,160万5,000円となる見込みとなっております。

以上が今後5年間の財政収支見通しでございますけれども、今後、さまざまな情勢の変化、特に市税あるいは地方交付税の状況等も注視しながら、随時見直しを行っていきたいと思っておりますけれども、現在、財政再建委員会におきまして、今

回示させていただきました5年で4億円の収支改善、これを最低ラインとして、具体的にどういった取り組みを行っていくべきか検討しているところでございます。まずは来年度の当初予算編成に向けて、引き続き協議してまいりたいと考えております。

財政収支見通しの説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長　ありがとうございます。

ただいま財政課長のほうから5カ年間の財政収支見通しの説明がありましたので、この件について御質疑がある方は御発言願います。

○小川委員　今、財政見通しを出していただいたわけなんですけど、財政計画は今後つくっていくというような趣旨のことを聞いたんですけど、いつぐらいまで、市長、これ、資金不足の部分の見通しというか、手当の部分はどうやってやるか、いつぐらいまで出されるんですか。

○加藤市長　今、財政課長のほうから一般財源のベースによって、この収支の見通しという、あくまでも見通しですので、見通しについての数値を申し上げたんですけども、今、確かに4億円、要するに令和6年まできちんと財政を保とうと思えば4億円足りない。それをどういうふうな形でやっていくのかというのは、これからの話なんですけれども、やはりきちんとした方向性といいますか、それを出さなきゃならないと私自身は思っております。

今、財政再建委員会のほうで整理はさせておりますんですけども、骨組みとなるやつはもう早急に固めていかなきゃならないと思っております。

先ほど申しましたように、財政課長のほうから申し上げましたように、令和2年度の予算編成も含めて、その数値をどれだけ改善できるのかということも考えていかなきゃ、同時並行で私自身は考えていかなきゃならないと思っております。

○小川委員　一応、収支改善目標額8,000万ですか、年間。これって、こちらの資料のほうを見ますと、一般財源ベースで8,000万ですよね。これ、事業に置きかえた場合、補助金とかもついてきますので、8,000万どころでは済まん、2倍、3倍にもなってくるんじゃないかと思うんですけど、その点、どうなんでしょう。

○加藤市長　今の質問に対しては、要するにネット上は8,000万必要であるということですので、事業があつて、要するに事業というのは委員おっしゃるように、そのときの事業を行うためには収益と費用から、その中で差し引いた利益というのがどれだけなのかというような話になろうかと思うんですけども、その利益の部

分ですよね。この部分がというのが。

○小川委員 いや、これ、一般財源ベースで8,000万ということは、ほかの事業も含めて、事業ベースで考えた場合に、補助金とかもありますから、事業を減らすんだったら、事業のほうで見直すんだったら、1億6,000万でも2億の事業を減らしていかなんていうことになるんじゃないですか。それをしようと思ったら、やっぱりこの財政調整基金を早目に取り崩していったら、この計画どおりに絶対進まんように思うんですけど、どうなんでしょう。

○岩本財政課長 確かに言われるように、8,000万円の不足という部分が、例えば国庫補助とか、起債を起こしておる事業ばかりの数字で8,000万円ということであれば、事業費としてはそれよりはかなり大きくなるということになりますけれども、この8,000万円という数字はそればかりではなくて、経常的な経費も含まれていますので、一概には倍になるとかということにはならないとは思いますが。

○仲委員 令和2年度の国調が予定されて、令和3年度にその影響額があるという御説明の中で、計算すると9,900万ぐらいの差額があるんですけど、平成12年からの4回の国調で、大体5年間で2,000人ぐらい、1年間で400人から500人のペースで下がっておると。

過去には、国調で2,000に下がったとしても、交付税に影響がない場合もあったという中で、ぎりぎりのところを見たんでしょうけど、この9,900万というのは、国調の全ての影響ということで考えてよろしいですか。

○岩本財政課長 ここの令和2年度から令和3年度の減額幅につきましては、もちろん国調の影響も大きく影響はしておると思いますが、人口の影響というのは、交付税の算定上は人口急減補正というのがありまして、5年間で徐々に影響額が出てくるような形で徐々に下がっていくということになって、ですので、令和3年度に2,000人下がったからといって、そのままベースが落ちるかということではないということになるんですけども、やっぱりその他に、先ほど言いましたように、補正係数とか単位費用の関係もあって、その辺の影響も加味すると、この程度の減額幅になるのかなという、あくまでも見通しですけども、そういう計算をしています。

○仲委員 国調で人口が2,000に下がったとしても維持できるようなあれを期待するんですけど、もう一点は、人件費で令和2年度が比較すると2億1,720万ぐらいふえていると、これは先ほどの説明では、賃金を移行したということだけ

ど、現在の物件費の賃金のほうの金額をそのまま当てはめたということによろしいですか。働き方改革の中であると思うんですけども。

○岩本財政課長 そのとおりでございます。今時点で見込んでおる臨時職員の賃金が2億6,700万ほどございまして、それをそのまま人件費のほうへ移したということでございます。

○三鬼（和）委員 先ほど小川委員の質問にちょっと市長も答えかけたんですけど、これ、抜本的に令和6年で3,100万しか残らないということは、経常費というか、固定費の削減を図らないと、令和6年で尾鷲市は終わりじゃないわけですので、非常に厳しい、もう本年度からやっぱり固定費をして、持続可能な自治体というか、財政運営をするような考え方をしなくちゃいけないのじゃないかなと思うので、見通しだけこういう提案をされても、我々、何を議論するのかということもあるんで、一日も早く財政再建計画というか、財政計画見通しではなく、計画を示してほしいなというのが1点と、もう一点は、たまたまきのう、議長、委員長の計らいで、審査する資料をタブレットのほうに入れていただいたんですけど、その中で、一般質問にもありましたので着目して、病院のほうの計画というのか、医療費が上がるということも前提なんですけど、反面、電子カルテとかリニアックの導入が計上されておった中で、減価償却費なんかで経費的なものもあるんですけど、その中で、リニアックについては、これまでの実績から収益が上がらないということがあることから、その分というのは一般会計から、交付参入があっても、あれ、25%ぐらいしかないわけですから、そこの後の75%をこの一般財源から持ち出ししなくては支えられないということがあるんですけど、そういったのもリンクしたような形の見通しの中には計算されておるんですか。どうなんですか。

○岩本財政課長 今の御質問ですけれども、今回の財政見通しの中では、この見通しを作成した段階で、事業の実施時期であるとか金額が把握できる、決定しておるもののみを反映したものでございまして、言われました電子カルテとかリニアックを含めた財政収支見通しにはなっていない。

ただ、計画に上がっておりますので、それを導入したらどうなるかというシミュレーションは行っています。

○三鬼（和）委員 それは今後の財政計画の中で出てこようかと思っておりますので、そのときに議論はさせてほしいなと思っておりますけど、少なからずとも国が交付参入される分だけでは収まらないという前提があると、やっぱり経常費というか、それはなかなか8,000万下げるというのも難しいであろう、主に人件費でやらずに

ゃいけないであろうということもあろうかと思うんですけど、そういう点も含めると、非常に今提議されたものよりかも厳しいと受けとめざるを得ないというか、病院の経営次第もあろうかと思うんですけど、そういったことが言えるのではないかなと思うんですけど、その辺については、当局も含めて、市長、どうなんですか、財政運営上の話というのは。

民間じゃないということから、大もとは経常収支比率というのを是正しないと、自治体というのは持続的にできないと、継続してできないということがあるんですけど、その辺はきのうの一般質問じゃないけど、市長、副市長が連携して、その辺の改善というのか、立て直しにフルに力を注いでほしいなと思うんですけど、どうなんですか、その辺は。

○加藤市長　今回の収支見通しについて、こういう結果になると、見通しですからね、見通しが出了以上は、改善方法というのか、改善で済むというわけじゃないと思う。だから、委員がおっしゃるように、抜本的な改革をしていかなきゃならないということだと思います。

抜本的な改革をするためにどうしたらいいのということになると、きのうの経常収支比率の話じゃないですけど、やはり固定費たるものをいじらざるを得ないんじゃないかなという、今はそういう思いです。中身を早急に精査しながらというので、要するに、まず、ここの分については、4億円足りないという見通しの中で事実が出ているわけなんです。4億円を何とかしていかなきゃならない。そのための骨組みというのも早急にやっていかなきゃならないと、今、大体考えていますけどね、それをやっていかなきゃならない。

一方で、病院の新改革プランの新たなソフト、ハードの運転、電子カルテ、それからリニアックといったもの、あれは一応計画の中に入れてはいますが、そうなった場合に、財政の見通しというのは、当然その分については、市からの操り出しというのがありますから、その分を見越した中で、これだけじゃなしに、プラスアルファとして見込んでいかなきゃならないという、今は状況なんです。

無理か、無理でないかというような、そんな話じゃないんですよ。やっていかなきゃならないんです。どこまでやれるかということをしないと、人をばかにしたようなあれしますけれども、やらざるを得ないんですよ、執行部としては。やらざるを得ないの。だから、やっていかなきゃ、今から、これから早急に検討していかなきゃならないという話をしておる。

○三鬼（和）委員　あのね、市長、それは同じ気持ちなんですけど、市長、よく

頭のいい方ですもんで、考えていますというけど、我々は市長が考えていますという、そのプランを、案を考えておるで、検討することを考えておる、やらなくちゃいけないということじゃなくて、解決策について、私はこの方針を持って進めるということがもう考えられているのかなという、ちょっと期待もするところがあるので、ぜひ具現的なことを早く議会のほうに提示していただいて、痛みはともに、お互いに努力して議論させてほしいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○野田委員　　済みません、2ページの財政収支見通しの件で、ちょっと検証というか、確認したいんですけれども、財源不足対策のところ、2番の減債基金取り崩し上乗せ額1億、それで、令和3年8,000万という形になって、今、減債基金の残高が2億8,500万ということなんですけれども、これをまずは使うということによろしいやんか。

○岩本財政課長　　そのとおりです。減債基金は、本来は公債費の支払いのために積み立てるべきものなんですけれども、こういう状況ですので、一旦減債基金についてもゼロにする形で見通しはしております。

○野田委員　　それで行くと、残として1億ぐらい残って、その後はゼロ、ゼロ、ゼロと、使わないということになるわけですか。

(発言する者あり)

○野田委員　　いやいや、今1億8,000万……。

(「上乗せやもん」と呼ぶ者あり)

○野田委員　　上乗せで。

そして、もう一点。都市計画税の事業基金のほうも、これで全部1億2,000万と1億500万を使うという形で、ゼロにするということによろしいんですか。よろしいんやな。

それと、一般財源ベース歳出のところ、義務的経費を除く行政経費というところなんですけれども、これは去年の9月の財政見通しと大きな差異というか、ギャップがありまして、要は、これを数字上は落として、名目上というんですか、ペーパー上は落として数字は立てているというような感じしか見えないんですけども、こういうこれだけ極端な落とし方というのは、財政上成り立つのかなという気がするんですけど、いかがですか。

○岩本財政課長　　その他の義務的経費を除く行政経費の減額につきましては、先ほど言いましたように、臨時職員の賃金を、この経費に含まれていた部分を人件費に移したということと、もう一つは、昨年度に経常経費の削減、補助金等の削減と

か、いろいろやりましたけれども、その影響がありますので、その二つの要因で、ここが下がっているということになります。

○奥田委員　　まず、ちょっと市長に申し上げたいんですけど、この前、市政報告で、5年間の財政見通しが出てくるということで、私は非常に楽しみにしておったんですよね。でも、これを見て、ちょっとがっかりというか、こういうのを財政見通しというのかなという気はしてならないんですけど、これ、5年間を見ても4億足りないという話で、ただ、先ほど三鬼和昭委員が言われたように、平成6年でも財調が3,100万しかなくて、もうこれをやったとしても平成6年から平成7年には破綻するということですよ、これね。もういうことじゃないですか。もう予算組めないということなので、もっとやらないといけないという感じはするんですけど、僕、再確認しますけど、病院も今回、計画に出てきているんですね。病院との連動はどうなっているのか。

それから、ごみ焼却施設の新築がありますよね、広域ごみ処理施設の。それとか、SEAモデルとか、そういうものは入っていないということなのかな。ちょっと確認させてください。

○岩本財政課長　　言われるとおりで、病院の経営改革プランに入っている機器の整備とか、広域ごみ、SEAモデル等は、まだ事業費のつかめていない部分もありますけれども、そういったものは入れておりません。

○奥田委員　　そうすると、あと、庁舎の耐震はどうなんですか。6億までは入っておるのかな。それ以外は入っていないということなんですか。

○岩本財政課長　　庁舎の耐震につきましては、特定財源でその事業費に対しては100%の起債がかかりますので、事業費については入っておりませんが、その後の起債償還がありますので、その部分は6億円の起債償還を見込んでいます。

○奥田委員　　6億円までしか入っていないということですね、それ以外。わかりました。

ということは、これ、大変なことですよ。まだ全然入っていないと。市長は、まだいろいろSEAモデルも釣り橋もどうのこうの言われていますけれども、広域ごみ焼却施設も入っていないと。盛り土とかどうするのかなという感じがしますけれども。

そして、先ほどの病院のほうも、新改革プランを見ると、5年間で今4億2,500万の一般会計からの繰り出しなんです、病院のほうへ。それが新改革プランのほう、今回出てきますけれども、それを見ますと、この5年間を見ても、大体5

億ぐらいの繰り出しをしてくれるという前提でやっているわけですよ。だもんで、この5年間で3億ぐらい足りないんですよ。

だから、今、4年間で4億足りないか、5年間で4億足りないと言っていますけど、病院改革プランどおりやると、あと3億プラスしないといけませんから、7億足りませんよ、病院だけ考えても。

それに広域ごみ処理施設やらS E Aモデル、市庁舎の追加の分、どうなるのかなという感じもしますけど、そんなもの考えたら、まだ相当足りないですよ。相当足りないんじゃないですか。それをまだまだ市長は、リニアックもそうやけれども、やらなきゃならないんだと、さっきちょっときかれて言われていましたけれども、それでも、何か秘策でもあるのかよくわかりませんが、僕は今時点で、同じ時期に出してくるのにかかわらず、この一般会計のところと病院が連動していないという、整合性がとれていないということ自体もちょっと僕は不満なんですけれども、整合性ぐらいとってくださいよという感じはするんですけどね。病院は病院、一般会計は一般会計、それじゃ、僕は何の財政再建にもなりませんよ。そういう気は前からも言っているんですけど、整合性ぐらいとってくださいよ。僕は思いますけどね。いかがですか、市長。

○加藤市長　奥田委員、おっしゃるとおりなんですよね。皆さん納得している、おっしゃるとおりなんです。ですから、病院会計の話の中で、我々としては、まず一般財源のベースで、5年間で、これでやると4億円の不足になると。さらに、病院の新改革プランの中間案ですけど、これも精査していかなきゃならない、中間案として、要するに電子カルテとリニアックを一応計画した中で、新改革プランをつくっているわけですよ。

そのときに、委員おっしゃるようにその部分で尾鷲市からの操出金がこの5年間の間に3億かかるという話は認識しております。ですから7億の話なんですよね。ですから、それをやるとすれば7億なんです。7億をどういうふうな形で進めていくかということは今議論しているんですけども、御心配だと思いますよ、めちゃくちゃ。

一応、私の方針としましては、やっぱりあらゆる角度からこれを見直していかなきゃならない、こういうふうに思っているわけなんです。その中で、細かい話ではできませんけれども、まずはやっぱり、さっき三鬼委員からおっしゃっていましたように、行政組織のスリム化ということはもう当然やっていかなきゃならない。これ、構造改革でどれぐらい出るのかということもやっていかなきゃ。

それで、もう一つは、収益増の施策というものを促進していかなきゃならないと。もう一つは市有財産の売却というのをまず積極的にやっていかなきゃならない。あとは、これもやっぱり交渉の話になるんですけども、病院のところを含めて、当然のことながら教育長との協力体制というものを考えていかなきゃならない。

そういうことを含めながら、具体的にどういう措置をとっていくのかということ、今、精査しているところでございます。当然もちろんのこと、委員の皆様にもいろいろと御協力をいただきたいと、そういう形の中で、今、議論が進めていただいているようでございますけれども、そういう形の上で、トータルでやはり我々としては、4億プラス3億円、7億円をどういう形で改善していくかということ、今やっている最中でございます。

以上です。

○奥田委員　最後にしますけど、でも、今、5年で4億と、それで、新改革プランをそのままやるんだったら3億と、今、3億繰り出し足りないんですけどね。

でも、新改革プランも、これ、夢、幻想の数字を出しておるんですよ。だから、話にならないんですよ。話にならない数字を出してきていますけど。

でも、それを置いておいて、市長は、今、5年で4億足りないんだという数字を出してきました。新改革プラン、今、夢、幻想の数字ですけど、それでも3億余分に尾鷲市の一般会計から繰り出さないといけないわけです、この5年間でね。それを足すと7億ということなんですけど、でも、7億を何とかしても、さっき言ったように、令和6年度で財調が3,000万しかない。もう減債基金もゼロでしょう。減債基金がゼロになるなんて、もう借金返せないじゃないですか。減債基金というのは、ふやしていかないかんでしょう、どんどん、計画的に積み立てていかなあかんものですよ。それもゼロになってしまう。

財調が3,000万しかなくなってしまうという状況の中で、もう令和6年、令和7年、この7億やったからといっても、市長ね、令和6年、7年でもうバンザイですよ、尾鷲市。

だから、それ以上のことをやらないといけない、それ以上のことをね。だから、相当やらないといけない中で、市長の言われる、いろいろ幻想めいた話はいいんですよ、もう。これからの話やら、あらゆる角度やという話もされましたけれども、僕は今ちょっとふと思ったんですけど、伊藤市長がよく言っていた、伊藤市長のときから財政は厳しいわけですから、そのときからもう選択集中という言葉を使っていたけど、あらゆることができないわけですよ。選択して、その辺のところを、

もう市長の話を知っていると、あらゆることが夢、幻想も含めて、全部やれるんですよというような、やるんですよといっている、全部できないのはわかっているじゃないですか。釣り桟橋なんか、もう諦めたらええのになと思いますけど、そういうこともまだまだやっている。そういうお金も入っていないんですよ、SEAモデルも一切入っていないと。一切入っていないのに、どうやってやるのかなと僕は思うんですけど。

だから、そういうところで、もうこれからの話やらとか、あらゆる角度で、そういう話はもう要らないんです、市長、もう。具体的にどうやっていくかという話をもう今していないとだめなんですよ。

だから、この前も一般質問で僕が投げかけたのは、市長、退職金ぐらいは、私はもう廃止しますと言ってほしかったんですけどね。そのぐらい、まず隗より始めですよ。そのぐらい陣頭指揮をとってやらないことには、もう尾鷲、破綻しますよ、完全な、夕張になりますよ。市長のそういう夢、幻想をいつまでも抱いておるようなことで、具体案も何も出てこない。そういう状況の中では、もう破綻しますよ、明らかに。しっかりやらしてもらわないと、これは。

○加藤市長　　しっかりやります。もう本当にそれしかないんですよ。7億円をどうやるのかということは、今、具体的な話はないの。だから、方向性だけは示して、それをきちんと具体的なものを示すのを早急にやりたいということをさっきから申し上げているんですよ。だから、具体的に示しますよ、本当に。どうやるのかというような話。だから、どういう形で進めるのかと。こういう方向が進めれば、この方向でそれぞれがやっていくというような話なんです。ですから、目標は7億円であるというような話。

○奥田委員　　本当に最後に。

いや、7億やってもだめだと言っているじゃないですか、市長。7億やったところだって、令和6年、バンザイじゃないですか、これ、数字を見ると。だから、僕は、示すなら示すで、いつまでに示すんですか、具体的なものを。さっきも小川委員も言われましたけど、いつということを教えてください。いつ示されます、具体案。

○加藤市長　　だから、骨格については、やっぱり年度内にきちんと示さなきゃならないと思います。来年度の当初予算もありますしね。

要は、4億円をこの5年間でどう処理していくのか。でも、これと同時に、おっしゃるように令和7年度からまた同じような繰り返しになる。だから、前回は3カ

年で昨年度、要するに、財政の見通しを3年間つくったけど、5年間つくるためには大変な状況になっているということはお示しさせていただいたんです。

ことし、さらに皆さん方、やっぱり5年間つくらなあかんで、見通しはつくらなあかんと、それを示したというのが今回なんです。

しかし、結果としてこういう見通しの中で、こういうマイナスが出たということについては、並行して、これに対してどう対応していくのかという、対応していく方法については、骨格だけは、先ほど申し上げましたことを具体的に示します。だから、年度内ぐらいになるんじゃないかなと。

しかし、行政は動いているんですよね。ですから、令和7年度からどないするのやというような話で、僕はしかし、今のところ5年計画でとりあえず一応これをきちんとカバーしながら、次に今度は、その後の7年度以降については、今、10億、20億、30億という言葉が、今、僕自身は、正直いって、20億削減といたら、恐らく15から20億ぐらい令和7年からその後の5年間というのはやっていかなきゃならないと思います。それについては、まだ見通しはついていません。とりあえず一応、令和6年度までの5年間の見通しが出ましたので、これに対する対策案というものを、さっき骨格を申し上げましたけど、その骨格に沿った形の中で、具体的にお示しさせていただきたい、こういうことでございます。

○奥田委員 一言だけ。

市長、今、かなりきばって言われていましたけれども、財政が厳しいのは今始まったことじゃないんですよ。市長は今やっと、あ、厳しいんだなとわかったと思うんですけど、市長、就任して2年たちますけど、前から厳しいのはわかっているんですよ。それを市長は、就任してから、ごみ焼却施設の修繕費を1.5倍ぐらいかな、6倍ぐらいばっと上げたったりとか、尾鷲節コンクールの当初予算からまた30万ばっと上げたったりとか、景気ええこと、ばっとしちゃったじゃないですか。

だから、財政が厳しいのは前からわかっていることなんですよ。市長が今気づいたのかもしれないけれども、遅過ぎるんですわ。だから、それを踏まえて、今、厳しいじゃない、今からやるんだ、あれもやるんだ、これもやるんだ、見ておいてくれとか言われても、市長、財政が厳しいのはもう前から、あなたが気づいたのが遅かっただけの話なので、そういう意味では、もうちょっと本当に市長、もういい加減夢、幻想の話じゃなくて、現実に帰って、具体的な話をしていかないと、これ、かなり市民の方々、不安、不満もかなり出ていますよ、市長に対する。もう具体的な話をしてくれという話は結構聞きますからね、市民の方。そこだけ、もうくどく

ど言うつもりはありません。しっかりやってください。

○三鬼（孝）委員長 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 財政課長、この見通しの中で、病院の繰入金は平年ベースで算出しておるのかな。

○岩本財政課長 今、元年度で繰り出しをしている4億2,500万円のベースで入れております。

○三鬼（孝）委員長 それと、今後の見通しを立てるために、財政再建委員長の副市長、この見通しについてどう思われますか。

○藤吉副市長 まず、今回お示しさせていただいた財政収支見通しというのは、今後、財政計画を立てる前の一つの、どれだけ今、5年間でどんな状況になるんだということをつくらせていただきました。それでこういう結果が出ておりますので、先ほどから市長が御答弁させていただいたように、そうすると、これを対策するために、行財政改革、例えば収入を上げるとか、歳出を下げるとか、そういうことをこれからまた委員会の中で議論を始めておりますので、またそれをお示しさせていただきたいなど、こんなふうに思います。

○三鬼（孝）委員長 他にございませんか。

○三鬼（和）委員 あのね、副市長。今、これを聞いたときに、病院のほうは病院のほうで、独自にしていますけど、やっぱり副市長がその辺は調整していただいて、市長にきちつと言わなあかんことはきちつと行っていただいて、こういう無理なものを出してきて、我々に議論せいということは、こういう質問ばかりになってしまうわけですので、ここへ出てくる前に、この辺はやっぱりその立場から調整していただいて、整合性をきちつと行っていただいて、我々の議会に今後は示してほしいなと思いますので、庁内の議論というのは、そういった意味では活発にしてほしいなと思いますので、お願いしたいと思います。

○藤吉副市長 病院のほうの新改革プランの中間案も出てきましたので、そういったこと、それから、あと、ほかにどういった財政需要があるのかということも含めた財政計画をこれから議論させていただきます。

○三鬼（孝）委員長 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 なければ、続きまして、使用料及び手数料の見直しについて説明願います。

○岩本財政課長　それでは、使用料及び手数料の見直し検討について御説明申し上げます。

このことにつきましては、平成25年12月4日付の総務省通知、消費税率の引き上げに伴う公の施設の使用料、利用料金等の対応についてという通知文書の中で、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、使用料の改定に係る条例改正の措置を講じられたいというふうにあります。

本年10月に施行される消費税の引き上げに際しても同様に扱うよう、消費者庁物価担当官会議において申し合わせがされているところでございます。

本市における公の施設に係る使用料につきましては、施設整備当初に料金設定されてから見直しをされていないものが多く、中には平成元年の消費税導入以前に設定されたものもございます。

これまでに施設ごとの見直しが行われた料金もございますけれども、国が予定しておりました消費税の段階的な引き上げが本年10月をもって完了するということから、改めて全施設について使用料の見直しを行うことといたしまして、現在、公の施設を所管する各担当課において検討を進めているところでございます。

それと、手数料につきましては、公共的なサービスとしての性質が強く、直接的には消費税の引き上げによる見直しの対象ではございませんけれども、使用料と同様に長期間見直しが行われていないものが多いということから、あわせて見直しの検討を行っているところでございます。

この検討におきまして、見直しが必要と判断された使用料等につきましては、12月定例会において所要の条例改正案を提出させていただきまして、来年度、令和2年4月1日の改正を目途に検討しているところでございます。

それでは、見直しの検討におきまして、全庁的に統一した考え方が必要ということで、使用料、手数料等に係る受益者負担に関する基本方針案を作成しておりますので、その内容につきまして、補佐のほうから説明させていただきます。

○北村財政課長補佐兼係長　それでは、使用料、手数料に係る受益者負担に関する基本方針案について説明をさせていただきます。

別冊資料の1ページをごらんください。

本市における現行の使用料、手数料については、地方自治法第225条及び第227条の規定に基づき、それぞれの条例で額を定め、利用者から使用料、手数料を徴収しているところであります。

しかしながら、これらの料金については、これまで尾鷲市全体での統一的な基準

がなく、他市町類似施設との比較のみをもって定められているものや、料金設定を行ってから現在まで見直しが行われていないものも多く見受けられます。

本来、行政は住民ニーズを的確に把握しながら効果的、効率的な行財政運営を図り、住民福祉の向上と、時代に即した良質な公共サービスを提供し、受益の範囲内で行政サービスの対価として使用料、手数料を徴収するものであります。

利用する人と利用しない人の均衡に配慮し、行政としての関与の必要性を明確にして、受益と負担の公平性を確保する必要があることから、本方針において算定方法を明確化することにより、内容の透明性を高め、より効率的で持続可能な公共サービスの提供を可能にしようとするものであります。

今回定めました7項目の基本方針の項目1といたしまして、受益者負担の原則の徹底、こちらについては、利用する人と利用しない人の負担の公平性を考慮し、利用者の応分負担割合を明確にすることにより公平性を確保することとしております。

2ページをごらんください。

項目2、算定方法の明確化については、合理性や透明性を確保し、統一した負担額算出根拠を示すことにより、市民に十分な納得が得られるようコスト算定方式を採用することとしております。

項目3、性質的分类と負担割合の整理について、使用料においてはサービスごとに公共性、市場性、必然性、選択性を検討し、性質別に分類することとします。また、手数料においては公共的な性質が強く、民間との競合が考えづらいことから、必然性、選択性を主として検討を行うこととします。

項目4、減免基準の整理、統一を可能な限り行います。

項目5、今回の見直しについては、消費税の段階的な引き上げが完了することを踏まえ、全体的に実施しますが、今後も5年後をめぐりに定期的な見直しを行うこととします。

項目6、激変緩和措置についてですが、使用料等の見直しにより、現料金体系から著しく高額になるものについては、利用者の負担の増加に配慮し、現行使用料等のおおむね150%を上限とし、消費税導入以前に設定された使用料については110%を下限とします。また、近隣市町との均衡を鑑み、使用料を算定する場合においては、他市町平均値の10%以内を増減幅としたいと考えております。

項目7、サービス向上と運営コストの削減に努めることとします。使用料については3ページ以降、手数料については7ページ以降に詳細な算定方法を記載しておりますので、また、後ほど御確認のほう、よろしく申し上げます。

なお、原則として全ての使用料及び手数料について検討を行うこととしておりますが、本市以外で定められた法令等の規定により定めのあるものや、県内等で統一料金の申し合わせがされているもの、特別会計等の独立した経営管理を行っている場合などについては、本基本方針を用いての見直しとしましては対象外にするよう考えております。

また、今回お示しさせていただいております基本方針案の内容につきましては、使用料等の見直しの検討とあわせて、各課と調整を行い、さらに精査していきたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

使用料、手数料の見直しに関する説明は以上でございます。

- 三鬼（孝）委員長　　ただいま使用料及び手数料の見直しの説明がありましたけれども、この件について何かありますか。
- 小川委員　　2ページの6番ですかね、激変緩和措置、上限を150%となっておりますけれども、海洋深層水の場合、今、1トン20円ですかね、30円ということですが、もっと行けてもいいんじゃないかというのを思うんですけど、それ、どうなんでしょうか。
- 岩本財政課長　　各施設ごとにちょっと状況を鑑みながら考えていく必要があると思うんですけども、深層水の施設のように独立して採算性を求めるようなところについては、この辺の例外的な措置というのがあり得る可能性はあると思います。
- 小川委員　　じゃ、この上限150%、上限じゃなしに特別なものもあるということですよ。
- 岩本財政課長　　そういうふうな場合も出てくるかと思いますがけれども、もし基本方針案に合わないような部分があれば、この基本方針案そのものを見直す必要もあると思っておりますので、そこら辺は柔軟にやっていきたいと思っております。
- 楠委員　　基本的に、一番最初に書いてあった受益者負担の原則というのはもう当たり前の世界なので、この辺はしっかりやってほしいんですけど、若干気になるのは、団体として補助を受けておきながら、光熱水費も払わないで、使用料も払わないという団体とか、そういうのは実在しますか。
- 三鬼（孝）委員長　　今、理解できたの。再度。
- 楠委員　　基本的に、どこにもある問題なんですけど、どこの行政体でも。補助金を受けている団体で、公共施設を利用して、そこの使用料も払わないで、電気代も水道代も払わないでというところは、これ、基本的にいうと、今さっき言った1番の受益者負担、だけど、減免の規定は6ページにもありますが、この辺は洗い

直しをしておかないと、やっぱり不公平なんです。当然そうでしょう。一銭も払わないで補助金をもらって施設を利用して、これは絶対やっちゃいけないことなんです。後から何か言われたときに、普通であれば監査委員会を開いて監査の指摘事項になるんです。収入も何もないわけですから。だから、こういうところを減免基準の整理、統一のところでしっかり今の施設でそういう問題がないのかどうか、また、あるいは特定の人が、第三者が行くとちょっと嫌われるような行為をするようなことがないのかも含めて、一回足元から見直しをして、使用料、利用料の考え方をしっかり示してほしい。それが本来の市民に対しての公平ということになるかと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

○岩本財政課長　　今おっしゃっていただいたように、受益者の負担の公平性ということを考えて、いろんな想定をしながら使用料の見直しに努めていきたいと思ひます。

○三鬼（孝）委員長　　他に。

○奥田委員　　これ、ちょっと確認させてほしいんですけど、今回、こういう資料を出してきたということは、消費税が10月から8%から10%に上がるということが理由なのか、それとも、財政が厳しいから使用料、手数料の受益者負担部分のものを上げたいということなのか、どういうことに出されたんですか、きょう。

○岩本財政課長　　さきに申しあげましたように、本来ならば消費税が導入されて、また、改正されるたびにこういった使用料というのは見直しをしていくべきものなんですけれども、それが本市の場合はやっていなかったという現状がございますので、今回、10%ということで、国のほうもこれで一応は消費税の税率改正が最終段階ということもありますので、こういった状況を含めて、機会を捉えて使用料の見直しをしていきたいということで、結果的にそれが財政の収入アップにつながるということになるかもわかりませんが、第一義的にはそういった消費税の見直しに応じて受益者負担を考えていくということが必要だということでございます。

○奥田委員　　ちょっと回りくどい言い方、課長されましたけど、財政が大変だからじゃないんですか。ふやしたいということじゃないの。なるかもしれませんという言い方をしたけど、そうしたいんじゃないんですか。

○岩本財政課長　　そうしたいと言われるとあれなんですけど、本来的な目的は、さっき私が言わせていただいたとおりでございますので、そういった理解でお願いしたいと思ひます。

○奥田委員　　私が言いたいのは、市民目線で考えた場合、これを見直せば上がる

わけですね。下がることはないでしょう。ですね。市民の負担がふえるわけですね、これでね。

○岩本財政課長　これは全ての市民の負担が上がるというわけではなくて、あくまでも使用の方と使用しない方の不公平感をなくすための措置ですので、そういうふうに理解をいただければと思います。

○奥田委員　受益者負担をふやすということ、それを使用する人の方をふやすということ。

ただ、私、ちょっと一個だけ気をつけてほしいのは、例えば1,000円のを1,500円にしますというときに、これで1.5倍ふえるかということ、そうでもないからね。それで上がることによって使わない人が出てくるという割り引いた考えをしないと、今回の新改革プラン、病院なんかも、上げたら上げたで、それが全部行くという感じで、患者数の減少とか、全然考えていないんですね。

だから、財政、そういうことも考えた上でやってほしいということ、やっぱり市民目線で考えた場合に、使う人だけということなんですけど、負担がふえる方は負担がふえるじゃないですか。今後、10月から消費税が上がる、それから、水道料金も今上げようかという話も出ていますでしょう。それで、今回、話をするのかどうか知らんけど、国保税も上げようかと、来年から上がるのかどうか話があるのかな、そういう話がある中で、きちっとした市民の方への説明というのをしてやってくださいね。お願いします。

○野田委員　受益者負担ということで、使用料、僕もこれ、今、関連質問で、誰の意見でこうするのかという、これまで何でそういうことをせやんなんかなと、ちょっと1点不思議を感じたんですけれども、受益者負担にするんだったら、やっぱりそれなりのサービスという部分もきちっと見直していかないと僕はいけないと思いますので、ただ上げたらいいいじゃなくて、どういうところの不備があるのか、どうなのかという部分もやっぱりこれは、僕はやるべきじゃないのかなと思いますので、ちょっとつけ加えてさせていただきます。

以上です。

○三鬼（孝）委員長　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　なければ、尾鷲市財政状況調査（決算統計の概要）についての御説明を求めます。

○岩本財政課長　済みません、それは決算のほうの中でやらさせていただきます。

○三鬼（孝）委員長 済みません。では、これで……。何かありますか。

○三鬼（和）委員 財政の見通しということで、財政計画も今から検討していく
というか、つくるということなので、1点だけ、指定管理制度のことなんですけど、
1点は、文化振興会というか、文化会館のことについては、決算とか予算を議会の
ほうに報告していただいておりますけど、地方自治法の244条の2の7には、
指定管理者の事業報告というのが義務づけられておる中で、市が行っておる指定管
理については、全て、我々、財務報告とか、そんなの受けたことないので、横断的
というのか、全て財政課ではないですけど、そういう各課のやつがあったときに、
指定管理をするときに、行政がやっておるのと指定管理したときのそういう比較だ
けではあって、その後はもう延々とその予算でということになっておるので、一応
監査がチェックしておるのかどうかわかりませんが、議会とすれば、指定管理し
たところの財務報告というのは、行ったときに出てくるということが、夢古道なん
かもそうなんですけど、ありますけど、これ、義務づけということになるもので、
行政はきっちりそういった報告を受けた上で、この辺なんかもきちっと精査し直す
というのか、これも必要ではないかなと思うんですけど。

一応、地方自治法の244条の2の7に載っておりますので、きちっとその辺も
検討してほしいなと思うんですけど、各課を通じて。どうですか、その辺は。

○岩本財政課長 その辺、法令に基づいてということになると思いますので、す
べきものはやらせていただくように調整したいと思います。

○三鬼（孝）委員長 よろしい。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 なければ、これで財政課の審査を終わります。御苦労さん
でした。

暫時休憩します。10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時23分）

（再開 午前11時33分）

○三鬼（孝）委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、総務課に係る議案第44号、議案第48号、議案第49号、3件を一
括して審議いたしたいと思い、よろしく願いいたします。

それでは、総務課長に説明を求めます。

○下村総務課長 それでは、今定例会に提出しております議案について、行政常

任委員会進行表により御説明させていただきます。

議案書の1ページ、議案第44号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてにつきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が本年6月に公布され、同法第44条において、成年被後見人及び被補佐人の人権が尊重され、成年被後見人または被補佐人であることを理由に不当に差別されないよう、欠格条項に係る措置の適正化を図るため地方公務員法が改正され、本年12月14日から施行されるため、本市関係条例の整備を行うものであります。

これは、地方公務員法の職員の任用基準における欠格条項がありまして、その中で、職員となる選考を受けることができないと規定する第16条第1項の成年被後見人または被補佐人を削除するものであります。

本市条例で該当いたします条例は、職員の文言に関する手続及び効果等に関する条例、職員の給与に関する条例、尾鷲市職員退職手当条例、尾鷲市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例が該当いたします。

続きまして、13ページをごらん願います。

議案第48号、教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についてにつきましては、財政の健全化に資するため、平成30年4月より三役の給与を減額する措置を講じていますが、減額期間はそれぞれの任期となっているため、現教育長の任期満了に伴い、減額期間を延長するものであります。

次のページ、議案第49号、尾鷲市手数料徴収条例の一部改正についてにつきましては、不正競争防止法等の一部を改正する法律が平成30年5月に公布され、工業標準化法の名称を産業標準化法に改正し、同法で規定する日本工業規格、いわゆるJIS規格ですが、この名称を日本産業規格に改める改正内容を本年7月に施行されたことに伴う条例の改正であります。

以上で議案第44号、議案第48号及び議案第49号の説明とさせていただきます。

○三鬼（孝）委員長　　ありがとうございます。

ただいま総務課長のほうから、議案第44号、議案第48号、議案第49号の3議案について御説明がありましたので、御質疑願いたいと思います。

○楠委員　　一番最初に説明があった成年の被後見人の関係で、この条例は令和元年12月14日から施行するというのは、随分何か都合があるんですかね、この辺

の施行の規定が。

○下村総務課長 地方公務員法の改正に伴って、12月14日に日にちを合わせさせていただいたということです。

○三鬼（孝）委員長 よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 なければ、続きまして、報告事項があります。

会計年度任用職員の制度について御説明を求めます。

○下村総務課長 昨年12月定例会の一般質問において、臨時非常勤職員の会計年度任用職員制度への移行に係る進捗状況について御説明させていただき、本来なら本定例会に条例制定案を議案上程させていただく予定でありましたが、規定等の調整におくれが生じていることから、12月定例会の議案上程となりますが、本委員会で本市の基本的な会計年度任用職員の勤務条件等を御説明させていただきたいと思っております。

まず、課長補佐のほうから御説明させていただきます。

○高浜総務課長補佐兼係長 それでは、本市の臨時的任用職員が会計年度任用職員に移行する制度について、配付資料で御説明させていただきます。

会計年度任用職員の内容の前に、この制度の改正に至った概要から御説明させていただきます。

1ページをごらんください。

地方自治体の財政状況の厳しい中、多様化する行政ニーズに対する年々臨時非常勤職員が増加してまいりました。そのため、適正な任用を確保するため、地方公務員法と地方自治法が改正に至ったところであります。

主な改正内容といたしましては、特別職の任用及び臨時的任用の厳格化で、特別職は、専門的な知識、経験等に基づき、助言、調査等を行う者に厳格化され、臨時的任用は、欠員が生じた場合に厳格されました。

それと、もう一つ主な改正点が、一般職の非常勤任用等に関する制度の明確化であり、これにより会計年度任用職員の規定が設けられたところであります。

それでは、本市の会計年度任用職員の基本的な考え方を御説明いたします。

2ページ、お願いします。

事務補助員を例に御説明させていただきます。

まず、（1）給料ですが、職務給原則の均衡の原則に基づき、従事する職務の内容や責任の程度に留意するという必要から、表にありますように、初任給を行政職

給料表 1-1、これは高卒程度になるんですが、それを初任給の適用と考えております。

下のほうへ行ってもらって、(2) 前職歴の換算としまして、会計年度任用職員の経験を1年につき4号給加算しようと考えております。これにより、2年目、3年目と加算していきますが、職務の内容や責任の程度を考慮し、また上の段に戻るんですが、1-15、これは短大卒の程度なんですが、これを上限号給として考えております。

現行の月額14万4,525円に対し、期末手当を含めた年収を月額換算しますと約19万6,000円となる予定でございます。

(3) 手当は、原則正規職員と同様の適用を考えております。

続きまして、下段のパートタイムのほうの御説明をさせていただきます。

給料は報酬として支払うこととなります。パートタイマーは、基本的には上段のフルタイムの給料を勤務日数や勤務時間で割ることとなります。本市では、職を整理していく中で、フルタイム勤務とすべき標準的な業務の量がある職であるかといった職の整理をしていく上で、業務量に見合った勤務時間を決定することで、事務補助員では標準的な勤務時間として1日6時間を想定しております。

一番下の報酬等の例で行きますと、現行の14万4,525円に対し、上限号給まで行けば、6時間勤務であっても、実質月額15万2,000円程度になるものと考えております。

現状では、このような運用で検討しておりますので、よろしく申し上げます。

私からの説明は以上です。

- 三鬼（孝）委員長 会計年度任用職員の制度について説明がありましたけれども、これに対して御質疑がありましたら、御発言願います。
- 三鬼（和）委員 病院のニチイ学館か、今、病院事務というのか、こういったように、派遣会社からこういった今までの臨時職員とかというのは、全国的にないんですか、行政に対して。派遣していただいたらこういうことを決めなくていいわけじゃないですか。
- 下村総務課長 派遣会社があって、特に都会の場合は、選挙事務等もいわゆる派遣会社からということで、本市の場合はそういう派遣会社がないと。一部セールスに来ていただいた会社さんもおるんですが、やはり100人規模の方が雇えるのであれば、尾鷲市から依頼があれば派遣できると。それで、営業所も地元へ置いてというようなお話がありましたので、尾鷲市だけではなく、例えば紀北町さんや熊

野市さんといったところを合わせれば、当然100人規模になるのではないかというように、当然雇用、それと、賃金の支払い、それと、社員教育といったものもやってもらえれば、総務課であれ、教育委員会であれ、臨時職員の賃金等を計算する職員が1人要らなくなるというようなこともありますので、現在のところ、尾鷲市の人数では、派遣会社さんも営業所を置いてまでのメリットがないということで、紀北町さんや熊野市さんにもお声かけをお願いできんかというようなお話はさせていただいております。

○三鬼（和）委員 やっぱり将来的なことを考えると、東紀州というのか、そういった自治体間でも話して、この制度にするほうが、変な意味の情的なものも絡まずに済むというわけですから、それと、国が働き方改革の中では、市としては関知しなくていいということがあるので、進めるべきじゃないかなと思います。

あと一点は、例えば、今、ワンセグで盛んにいろんな職員も一生懸命話しておって、商工なんかも今、市長が情報発信せいということで、割かしITというのかな、SNSを使って、職員が一生懸命やって、以前に比べるとすごい量でやっておるんですけど、こういったものを、例えば外注というのか、別会社をつくって、ワンセグの、言うたら、吹き込みとかそんなものもやってすれば、こういった雇用問題のことも違って来るよって、外注的なことも将来的に考えられるんじゃないかなと思ってるんですけど、今回はそういった議論はなかったんですか。

○下村総務課長 本市の弱点である情報発信においては、いろいろ今までも議論を進めてきておりました。魅力発信担当を置いて、将来の情報戦略係みたいなものを見据えてやっていけないかとかいうこともありましたし、今回、こういう会計年度任用職員制度ということもありまして、例えば、いろいろな方法はあるとは思いますが、現在、私ども規定をつくっておるのは、今おる臨時職員さんの待遇改善ということと、勤務、同一労働、同一賃金ということもありますので、その辺を踏まえての今回は改定案ということでございます。

12月になれば、規定もでき上がると思いますので、そのときは、また、そういうことを御説明させていただきたいと思っております。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○小川委員 現行ベースで行くと、人件費はふえるんですか。もしふえるとすれば、どれぐらいふえるんでしょうか。今のままでいって。

○下村総務課長 先ほど補佐のほうが言いましたように、5年刻みでということで、最高額に到達した場合、現在の支給額と比べますと、ほぼ四、五十万はプラス

になると。今の職員さんがそのまま5年後までおった場合ですね。

○小川委員　それから、6時間ということで、コミュニティーセンターも9時から4時までということになるんですか。

○下村総務課長　コミュニティーセンターにつきましては、一番ちょっとネックになっておるところでございます。本庁のように正職員がおって、それをカバーする臨時職員がおる場所ではございませんので、センターの場合は、通常勤務の週4日勤務で交代制でやってもらえないかというようなことをお話はさせていただいておるんですが、やはり職員がころころ変わるのはふぐあいがあるんじゃないのかということもありますので、コミュニティーセンターについては、ちょっと今からまだ検討の。

ただ、職員をふやしていくというのも通常の業務量から比べれば、来客もことし1月から3月まで午前8時半から9時半まで、午後4時から5時まで来客がどれぐらいあるのかというのを調査させました結果、1日1人を切るような状況でございます。そういった中で、職員をふやしていくというのはどうかなと。

ただ、開場時間を短くするというのも、かなり地元では抵抗があるのかなということもありまして、今、市民サービス課のほうとも今後調整に入っていきたいなど考えております。

○小川委員　それと、この給料体制というか、これが変わると、月額で減ってしまうので生活できんと言ってやめてしまう方も出るみたいな話もちらっと聞いたんですけど、その点はどうなんでしょう。

○下村総務課長　年収ベースで言えば期末手当は出ますので、今の日額7,120円かな、日額給与の方は七千いかほどで、20日勤務ということで14万ぐらいあるんですけど、これが6時間勤務になると、時間換算すると、月額給料が11万円ぐらいになってしまうと思うんです。

で、ボーナスのほうも2.6カ月分出るということで、年収ベースで言えば変わらないのですが、特に若い職員さんであれば、給料の高いほうもええということで、募集をかけても、ひょっとしたら、数年前からなかなか臨時職員も応募がないというような状況がありますので、その辺は危惧しておるところでございます。

○仲委員　会計年度任用職員がフルタイムとパートタイムに分かれておる中で、フルタイムのほうは多分社会保険に加入ということで、パートタイムのほう、週何回というと、社会保険は加入しないということなんですか。

○高浜総務課長補佐兼係長　パートタイムのほうも現状では正規の勤務時間の半

分以上の勤務時間数であれば社会保険に加入という規定がありますので、この6時間を適用すれば、社会保険の適用可能になります。

先ほど仲委員さんがおっしゃられたフルタイムのほうなんですけど、条件次第にはなるんですけど、共済のほうの移行もありえるという適用になっています。

以上です。

○仲委員 執行部としては、パートタイムの方も社会保険に加入させる前提で今考えておるといふことでいいですね。

もう一点、前歴加算やけど、1年につき4号給、これは言うたら国、省庁の指示かどうか。

それで、もう一点は、今回の会計年度任用職員の施行によって、臨時的任用は今後採用するといふ考えはほとんどなくなるといふことでよろしいですか。

以上です。

○高浜総務課長補佐兼係長 臨時的任用の採用につきましては、先ほど言ったように正職の欠員が生じたとか、突発的に何かあったときなので、絶対にはないとはい切れませんが、今の臨時的任用職員のような採用の仕方はあり得ないという状況になります。

それと、4号給の加算につきましては、国の方からは、正規の職員と同様に運用しなさいという指示はいただいておりますが、各自治体、ばらばらで運用しております。

○楠委員 会計年度任用職員で、職種は国の方針かどうかわからないですけど、事務補助員となっているんですけど、この職種の名称というのは決まっているんですかね。

○高浜総務課長補佐兼係長 特にこの名称を使いなさいというのはないです。

○楠委員 そうすると、会計年度なので、1年でも2年でも3年でもいいよという話だと思うんですけど、せっかくであれば、特に有資格者みたいな方の任用に当たって、事務補助員と一緒にあれば、通常の採用試験を受けなくても任用するといふことなんだと思うので、その辺のもう一つ、補助員ではなくて、専門職的な会計年度中の任用とか採用といふのはあるんですかね。

○高浜総務課長補佐兼係長 資格的な専門職になりますと、今の本市では、幼稚園教諭、あと、司書、病院のほうに行きますと、当然看護職に医療職がありますけど、その職種におきましては、その職種が必要が学歴、免許の区分の初任給を考慮して考えております。ですので、司書とか幼稚園教諭の場合は短大相当が初任給に

なっておりますので、ここでいう行政職上限号になってはいますが、1-15を初任給に適用するような考え方で検討しております。

○楠委員 何でそこをちょっと聞いたかというところ、市のほうの情報発信の弱点を1年ぐらいとか2年ぐらい来ていただいて、そこに当面職員が一緒になって活動しながら、そういう専門の若い方に、よくわかる方に新しい情報のシステムを勉強しながらやるとどうなのかなというところがちょっとあって、専門職の場合の対応があれば、市のほうの職員が汗水垂らしてやる必要はなくてというところがちょっとあるんですけど、いかがでしょうか。

○下村総務課長 そういったところまでの指導できるような専門職の方になれば、これぐらいの給料ではなかなか来ていただけないということで、逆に言えば、ことし3月議会で御説明した年度を区切って正職員として採用する、そのあたりで、あつときも言わせてもらいましたが、例えば弁護士さんとか、そういう方も採用することは可能になりますので、その辺で検討していくことも大事かなというふうに考えております。

○楠委員 私の言ったのは、確かに専門職でもちょっとハードルが高い人は難しいんですけど、情報を出していただけるようなプログラムを組んでくれる人は、今、若い人も結構いますので、そういう人たちをうまく生かして、また、市の職員も生かせる方法があるんじゃないかなということもちょっと提案させてもらいました。

○三鬼（和）委員 12月にそういったことも含めてと言っておったものであれなんですけど、総務課の担当か所管かどうかわかりませんが、雇用ということですれば、地域おこし協力隊の方って、意外と、意外とじゃなしに、我々に比べたら高学歴の方、たくさんいますもんで、そういった方を募集して、情報発信のことをやって、将来的に市の下請けというか、業務委託ができるというチームを、その中で地域おこし協力隊ができていったら、両方と定住、移住も含めてかなうんじゃないかな、地元の方でもいいですけど、それぐらいの学校を出てきてという人はかなり今は、若い人でもいるので、そういった考え方もできるんじゃないかなと、職員の負担も減らしながら高度なことができるというのか、できていくという考え方もできるんじゃないかと思うので、そういったことも含めて、広くあり方というのを考えてほしいなと思うんですけど。

○下村総務課長 人事を担当する者としていたしましては、三鬼委員さんが言われたように、地域おこし協力隊の中でそういう業務に専門ができるというような方を活用することも十分議論の対象になってくるとは思っております。

○三鬼（孝）委員長 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 なければこれで、総務課の審査を……。

（「その他でいい」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 その他。簡潔にね。

○奥田委員 済みません。正職員の採用なんですけど、ことし、広報を見たら7人やったかな、結構多かったですよ。年齢も何か上がっていませんでした。あれ、ちょっと理由を教えてほしいんですけどね。

○下村総務課長 ここ数年、定年退職を待たず、普通退職をする職員がふえておるといことで、定数をかなり下回ってきておるといことで、通常、年度、年度の採用予定人数につきましては6月ごろに確定するのですが、勸奨退職制度をもう廃止したといことで、定年退職の数に沿った募集人員としておりましたが、12月、1月になって退職したいとい職員が出てきており、そういった関係で、今年度につきましては7名程度といことで。

あと、応募年齢につきましては、近年、応募者数がかなり減っておると。特に紀北町、尾鷲市、熊野市あたりについては、どこの自治体も応募者が少ないといことで、35歳まで年齢を上げさせていただいて、住所要件ももう撤廃するといことにさせていただきました。

○奥田委員 そんなに応募って少ないんですか。何倍かですよ、いつも。3倍か4倍ぐらいあるんでしょう、1次でも。

○三鬼（孝）委員長 ちょっと中断します。

（休憩 午前11時59分）

（再開 午後0時00分）

○三鬼（孝）委員長 委員会、再開します。

奥田委員、もう最後にしてくださいね。

○奥田委員 やっぱり広報を見て、毎年何倍かあるわけでしょう。3倍か、4倍か、あるわけでしょう。そんなに優秀な人材って来ていないんですか。今、こういう時期なので、やっぱり公務員になりたいという人を結構よく聞くんやけれども、だから、年齢を上げずに、周囲の声として、やっぱり新卒で帰ってきたい、尾鷲に戻ってきたいとかいう声をよく聞くもんで、それやったら、もうちょっと年齢も上げなくてもいいんじゃないかなとい気はするんですけど、どうなんです、これ。

やっていることがよくわからないんですよ。

○下村総務課長　　ことしも新卒の方がちょっと少ないですね。

○三鬼（孝）委員長　　これで委員会を休憩とします。午後は１時１５分から再開しますので、よろしくお願いいたします。

（休憩　午後　０時０１分）

（再開　午後　１時１３分）

○三鬼（孝）委員長　　休憩前に引き続き、行政常任委員会を開会いたします。

きょうの予定ですけれども、３日間一般質問でお疲れと思いますので、できましたら３時半ごろ終わりたいと思いますので、よろしく。できたら、市民サービス課の説明ぐらいは受けられるかなと思っていますので、その辺、御協力をお願いいたします。

それでは、政策調整課の議案第５６号、一般会計補正予算（３号）の議決についての説明を求めます。

○三鬼政策調整課長　　それでは、説明をさせていただきます。

まず、補正予算及び予算説明書の１６、１７ページを通知させていただきます。よろしくお願いいたします。

政策調整課からの補正予算は、２款総務費、１項総務管理費、５目企画費は、３８万５,０００円を追加し、１億１,０３３万５,０００円とするものであります。財源は全て一般財源でございます。

事業内容につきまして御説明させていただくに当たり、委員会資料を提示させていただきますので、よろしくお願いいたします。委員会資料を通知させていただきます。よろしくお願いいたします。

この事業は、第１期のまち・ひと・しごと創生総合戦略が本年度で期限を迎えることから、第２期のまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を行うものでございます。

今回の補正の主な内容は、総合戦略策定のために、尾鷲市地方創生会議を今のところ３回開催する予定として、委員報酬及び旅費等の補正を計上させていただいたものです。

続いて、次のページをごらんください。

今回の第２期総合戦略における基本方針をまとめたものがこれになります。第１期の四つの基本目標を一層充実、強化させるため、枠組みを維持しつつ、新たな枠

組み、新たな観点に重点を置いた施策の推進を行うとされております。

ですので、上段の現行の戦略に加えて、下段の六つの項目を新たに加えて行うこととしております。

次のページをごらんいただきます。

これは、今後のスケジュール案でございます。国、県、市、それぞれのスケジュールを示しておりますが、今後、補正を認められた場合には、10月以降、作業を進めまして、中間案、最終案作成の折には随時、議会への報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

補正に関しましての説明は以上となりますので、よろしく御審議いただき、よろしく願いいたします。

○三鬼（孝）委員長 ありがとうございます。

それでは、政策調整課に係る議案第56号の説明が終わりましたので、何かありましたら御発言願います。

○小川委員 地方創生の総合戦略というんですかね、第2期のSDGsとかソサエティ5.0というのを取り組んでいけというようなことになっていたと思うんですけど、その点、どうなんでしょうか。

○三鬼政策調整課長 委員おっしゃられた観点は、必要となってくる項目として捉えておりますので、それを踏まえて作成に当たりたいと思っております。

○小川委員 今やっている事業の中でも、SDGsに関連してとれば補助金も結構取れるというような話も聞きましたので、ぜひ今、勉強されているんですか。

○三鬼政策調整課長 SDGsにつきましては、現在、SEAモデル協議会を含めたさまざまな角度から勉強会を催して、これから取り組んでいく最中ですので、委員おっしゃられたように、これから取り組むべき課題を整理して取り組みたいと思います。

○三鬼（孝）委員長 他にございますか。

補正予算、よろしい。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 報告事項が3件ほどあるそうでございますので、よろしく願いします。

○三鬼政策調整課長 それでは、報告事項としまして、資料2を提示させていただきます。

資料2においては、おわせSEAモデル協議会における検討の経過報告を御報告

申し上げます。プロジェクトS、E、A、それぞれについて御報告申し上げます。

まず、プロジェクトSです。6月議会で御報告させていただいた以降のことについて御説明を申し上げます。

6月議会のときには、各3部会、釣り桟橋検討部会、アクティビティ検討部会、教育・スポーツ振興検討部会の状況をお伝えいたしました。その後も、7月には各部会における検討は随時行う中、三重県との連携を一層強化する目的で、7月4日を初め、複数回意見交換をさせていただいております。やはり県を挙げて、東紀州地域の核となるSEAモデルプロジェクトを応援いただくという立場から、知事の一対一対談等もございましたので、三重県との連携強化を進めております。

また、7月の各都度項目の3点、陸上自衛隊、海上自衛隊、陸上自衛隊の明野駐屯地航空部門、それらとの面談をさせていただいたのは、やはりSEAモデル協議会の敷地に対して、防災面の支援を検討する際の意見を聞いておくべきという内部の検討項目もありまして、今後、SEAモデルの構想を行う中電跡地の活用につきまして、防災面でどのようなことに留意して進めれば、今後、防災面の活用もできるかという観点から意見交換をさせていただき、貴重な意見をいただきました。

また、7月には企業等、コンサルタント関係を含めまして、2社と複数にわたって懇談をさせていただいております。

続きまして、8月です。8月につきましては、岐阜県の中津川市のグリーンスローモビリティを視察させていただいております。これは、電気自動車を初めとした新しい交通、新交通システムについての先進地を視察させていただきました。というのは、SEAモデル協議会におきましては、中電跡地構内で新交通システムの研究ができないかという検討を前からさせていただいております。この研究は、今度の尾鷲市における公共交通のヒントともなることから、岐阜県のほうへ視察に行っております。

また、8月30日には釣り桟橋、アクティビティ、教育・スポーツ、この3部会の合同の会議を開きました。それにつきましては、従前から複数回作業部会を重ねた上で検討を進めております。

また、企業等との意見交換は、先ほどの交通会社や、また、クルーズ関係の会社も含めて、4社と会合を行っております。

それがSの部会の説明でございます。

続きまして、次ページ、よろしく願いいたします。

プロジェクトEの経過報告でございます。

プロジェクトEにつきましては、現在、バイオマス発電関係につきまして部会を開きまして、重点的に議論をしているものでございます。

まず、現在課題となっております燃料調達に関係する打ち合わせは合計7回、また、バイオマス設備等からの排熱利用に関する検討もコンサルタントも含めて行っております。

また、コンサルタントの打ち合わせのほかにも、プラントメーカーの現地視察も意見交換も合計4回行っておりますのが7月、8月の状況を示させていただきました。

続きまして、次ページ、プロジェクトAをごらんください。

プロジェクトAは、アクア事業検討部会、アグリ事業検討部会のことでございます。

商工会議所様を通じて、7月、8月に、ここに記載のあります三重大学におけるウミブドウの研究や、また、三重県水産研究所尾鷲研究室にて協力いただいておりますウミブドウ養殖実験、これらにつきましても、ある程度の進捗を見ることができました。

また、現在課題としておりますエビの養殖等につきましても、水産関係者と、また、陸上養殖のシステム企業等との意見交換も含めながら、三重県栽培漁業センターと意見交換するなど、着実に進めることを目指して行っております。

8月につきましては、三重県雇用経済部企業誘致推進課との話も進めながら、東京等で行われるシーフードショーや、あとは、エビ陸上養殖業者との事業誘致に対して、現地を視察していただくなど、検討を進めております。

以上が三つのプロジェクトの進捗の御説明であります。よろしく願いいたします。

○三鬼（孝）委員長　それでは、おわせSEAモデルについての説明がありましたので、これに対する審査を願いたいと思います。御発言願います。

○内山委員　6ページのプロジェクトAのところなんですけど、水産部門の部会が開かれているということなんですけど、海洋深層水の活用についてとか、そういった面での話し合いとかはどうでしょうか。

○三鬼政策調整課長　現時点では、アクアにつきましては、広く陸上養殖についての、エビであるとか、藻類の研究を進めておる中、海洋深層水も非常に有効な活用方法ですが、現段階で、深層水に特化した形ではなくて、あらゆる選択肢を含めて研究しているのが現段階でございます。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○三鬼（和）委員 プロジェクトEで、直接SEAではないということもあるんですけど、やっぱり構想とか、そういうの、まるっきり我々のほうではわからないわけじゃないですか。このように燃料の調達とか云々、従前、森林組合なんかでも、今の木質チップ原料、材料としての量とかというのは勉強したことは、前の総務常任委員会なんかも視察させていただいたりして、話は伺っておるんですが、イメージがわからないのと、もう一つは、ここでも排熱活用とかと出てくるんですけど、当初、広域のごみから出る排熱とか、エネルギーにそれを変えるのかというのもあって、私どもとすれば、やっぱりまだここまで来ても、このイメージが湧かないのやけど、これらはもっと具体的なことというのは、いつごろ表へ出すんですか。

中電さん関係なんかは、もうある程度、Aとかそんなものを書いてやられておるんじゃないかなと思うんですけど、そういったのは、事務方は見ておるんですか。どうなんですか。

○三鬼政策調整課長 現在、プロジェクトEの主担当でございます中部電力様とは随時意見交換をさせていただいております、今のところ報告を受けているのは、プロジェクトEにおきまして、バイオマス発電をする方向で進めておるというところに一つ重点を置いて、そのためには、やはり安定した燃料供給が必要であると。そのために燃料調達におけるワーキンググループを五、六回開いていただいて、非常に、ここに7回とありますけど、ワーキンググループという集中した部会に発展させて、それに今、特化して行っております。

今後、三重県の雇用経済部も御支援いただきながら、調達の選択肢をふやしていくことに重点を置いておりますので、現段階では、もうバイオマス発電を実施する方向で、積み上げていく段階ですので、まだ時期についてはちょっと想定していない状況です。

○三鬼（和）委員 少し中電の方に勉強させて、たまたまの知り合いということでも勉強させていただいたときには、構想的には地産地消型というのか、本当の良質な木質チップというので行うということなんですけど、なかなか尾鷲紀北とか、東紀州をしてでも、隣の和歌山県、新宮でも大きな構想があったりとかしておる中で、特に地産地消型になると、木材とか、せいぜい廃材でも良質なものかな、そういうことになっていくというので、2,000キロワットということもあるんですけど、それがそういう材料も含めて、早く出さないと、その材料……。大丈夫かなと思うところもあるんですけど、そういった議論なんかもされておるんですか。

これは中電さんがやることなのであれですけど、これも核のうちの一つだということが従前から伺っておりますので、どうなのかなと思ひまして。

○三鬼政策調整課長 私どもが把握している範囲で申し上げますと、やはり燃料を継続して安定して確保するというのが一つの課題であると聞いております。

その中で、先ほど委員もおっしゃられたように、地産地消を、F I Tという有利な地産地消の買い取り価格を提供するためには、当地域を重点的に行うことが必要となりますので、その点につきましても、従前から燃料供給をしているところも含めまして、当地域、三重県も和歌山県も含めまして、今後も計画がありますので、その辺の調整も中部電力グループが今懸命に行っているほか、三重県におきましても、雇用経済部を中心に、その辺の調整に入らせていただいておりますので、それをちょっと見守りたいと思います。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○南委員 おわせS E Aが始まってから、結構日にちがたってきたんですけども、三鬼和昭さんじゃないけれども、だんだん姿が見えなくなってくるような感じがするんですわ、はっきり言うてね。

今回の自衛隊のほうへ意見交換がとか、防災のために行ったんだとか言うて、防災に行かんらんような火力の敷地へごみ焼き場を何で誘致するのというような感じがします、僕はね。そういった意味では、全く行動と説明が、僕自身、理解しがたいなと思うのは現実の問題です。

それと、僕もそうなんですけれども、市民的にもおわせS E A、何かちょっと市民の心が、僕、かなり離れておるんじゃないかなというような、今、感じがするんですわ。全く初めから議会が会議をしていないということも1点あるんですけど、全くイメージが湧いてきません、僕自身ね。

それと、ごみ焼き場にしても、最終的には2026年が運用開始なんですけれども、そうなってくると、今、火力側の解体を始めて、間もなく、あと1年ちょっと先に煙突もなくなるであろうというようなイメージがするんですけれども、その割に、AもEもSもイメージが湧いてこないのは何でやろうな、本当に。全く僕は、やっておることがアンバランスで、よし、一つ議会も一歩踏み込んでやっていくかというような気にならんですわ、はっきり言うて。何かひとり歩きで歩いていきよるような感じで、バランス的には非常に不信感を持つというのか、そんな感じになってきました、僕自身。

もっとしっかりと情報開示もしていただいて、どんな企業が参画してくれるのか

なというイメージも全く僕は湧いてきません。そういった意味で、もっともっと踏み込んだ本音の部分の話し合いというのは大事じゃないのかなと思って。

ただ、姿が見えてきたのはバイオマス発電、これについては、もうできるだけ早く先行投資させて分解せんことには、新宮なんかでも3カ所ばかバイオマス発電が始まってくるというような話がある段階で、木材の調達というのは競争になると思うんですわ。そういった意味では、先行していくところはしていかなければいけないなと思うんですけれども、全く僕はイメージが湧いてきません。どうですか、それについては。

○三鬼政策調整課長 3月にグランドデザインを示して以降、幾たびか御説明をさせていただいている中、なかなか具体的な御説明を申し上げられないのは申しわけないところでございますけれども、やはり市長も申し上げますように、幾つかの企業に御説明申し上げる中、このSEAモデル構想は、やはりエネルギーを核とした事業でございます。やはりエネルギーを核として、そこで出た熱エネルギーを活用して産業を起こし、また、一方で、集客交流の核となる施設を誘致して、中電跡地を活性化の拠点としようとして、そういうところで、現在はやはりプロジェクトEのバイオマス発電、今後議論される広域ごみ処理施設等が核となります。

やはりここに御説明もありますように、SもAも幾つかの団体に今、広くお話をさせていただいている段階で、具体的にこの企業が進出するのでこういうプロジェクトを進めますという段階に至っていないのは事実でございます。

ですので、もう少しお時間をいただきながら、やはり一つ一つ積み上げていって、その中でも、私たちが担当しておりますプロジェクトSにつきましても、幾つかの釣り棧橋構想も含めてプロジェクトがあります。もう一つ集客の核となるものをより一層求めたいという思いがあります。

その中で、グランドデザインにお示ししたものも含めまして、それにプラスアルファできる要素がないかどうか各方面にお話ししている最中ですので、相手があることですし、確実に事業進出するという段階には至っておりませんので、それはちょっと時期を見て御説明させていただきますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○南委員 エネルギーを核とした産業を起こしというのは、当初の目的で、ごみの熱もそうなんですけれども、現実には、この前も三鬼和昭さんかな、バイオマス発電の熱はほとんど電気を起こして売電するんですわね。それで、残った燃料というのは、恐らくチップを乾燥しやす程度の熱しか残らんのじゃないかなというよう

な感じなんですけれども、最終的にはごみから出る電気ですか、熱か電気かわかりませんが、それを使った産業起こしになるんじゃないかなというイメージがするんですけれども、産業のほうが、ウミブドウだとかエビだとかという話がありますけれども、一体どれほどの規模でやるのかという規模自体がわからないので、何か本当に不安というのか、そういった思いがだんだん募ってきますので、ある程度、また時間のあることなんですけれども、姿、形が全く見えていないのが僕自身の思いですので、できるだけ姿を形にして、市民の前に提示できて、できる限りの安心感というのか、こういったことをやるんですよと、売り上げ、例えばこれをやったら、5億あって、雇用が50人発生するんですやとかと、そういった数字が出てこないことには、さっぱりイメージがわかりません。よろしく願いしますわ、いずれにしろね。

○三鬼（孝）委員長 答弁はよろしい。

（「できたら答弁。市長がおらんもんでね」と呼ぶ者あり）

○三鬼政策調整課長 私どももそういう具体的な核を一刻もとりたいというのが私たちも本心ですので、それに向けて頑張らせていただきます。

○野田委員 プロジェクトSからちょっと皆さんに関連するんですけれども、防災面での意見交換と言われたんですが、Sのところの陸上自衛隊の久居駐屯から始まって。今回、僕、こういう切り口はちょっと意識していなかったもんで、どういう内容というか、どういう面を意識しての意見交換会だったんですか。

○三鬼政策調整課長 御説明申し上げます。

SEAモデルの中電跡地の活用のランドデザインには、グランピングやキャンプ場といった広大な敷地を活用した、主に芝生の広場みたいなのが一つ構想にあります。

そういうところは、いざというとき、例えば南海トラフ巨大地震に類するような災害等が発生して、そのところが救援物資の拠点として使えることも想定して、やはり今後、どのような災害が起こることも想定すると、陸路と、あと、海上、空路も含めて、あと、尾鷲にはヘリポートも防災拠点、三重県のが一つありますけど、もう一つ海岸部にあるほうが、ヘリも海岸部から侵入するほうが非常に安定して着陸できるという、そういう利点もあることから、陸、海、空、それぞれの自衛隊様が、もし災害時に活用するときには、こういうことに留意点を置いて心がけていただくと、いざというときに使いやすいのではないかという、そういうための意見交換をさせていただいたので、最初から防災のものを何かするという構想ではなしに、

グラウンドデザインで示したものを実現する中で、防災面に活用するのは、どういうことに留意して整備したほうが後で失敗がないかということに着眼点を置いております。

○野田委員　　ということは、グラウンドデザインをつくるときに、やっぱりそういう面も、逆に言うたら含めたグラウンドデザインが必要なのかなというふうには、気はしたりするんですけども、その点は、後からのいろいろの角度から考えてということが進んでおるということですね、一つの。

○三鬼政策調整課長　　あくまでもグラウンドデザインは構想です。どこにどういうものを当てはめるかという構想ですので、これがあって初めて次の実行段階に移るときに、何を建てるか、配置をどうするかというところには、そういう防災面も考慮するために懇談を行わせていただきましたので、グラウンドデザインの前にすべきことということではなしに、グラウンドデザインができてから初めて、そういう点も含めて議論をしていくと考えておりますので、順番が逆になっているということではありません。

○野田委員　　ということは、今回、陸上自衛隊のほうで意見交換というんですけど、普通だったら、僕らでしたら、防災のそういう専門家の人のそういう部分を、アイデアとか考え方も聞きながらというような気はしたりするんですけども、そういう専門家の防災コーディネーターじゃなくて、要は防災何々研究所とかというの、あるじゃないですか。ああいうところの専門家の人に、こういう浸水域のところだったら、こういうことを考えないといけないとかという部分だと思うんですけども、そういうのとはまた違うということですね。

○三鬼政策調整課長　　防災に特化した土地活用をするのではなしに、SEAモデルを実現するためのグラウンドデザインに基づく跡地活用をしたときに、よりそのものが防災面でも活用しやすいかどうかに点を置いておりますので、防災を第一にしておりません。グラウンドデザインを第一に、跡地活用を有効活用する中で、防災にも役立てるにはどういう点に気をつけたらいいかということをお聞きしたのが重点項目でございます。

○野田委員　　プロジェクトEなんですけれども、今、南委員のほうからも話がありましたけれども、そして、課長のほうから三重県の雇用部ですか、そういう雇用部局と中電さんと、そういうところが柱になって、柱というか、チームでいろいろ進んでいるということなんですけれども、僕は具体的にどうこうということまでは今聞きたいというか、言いづらい部分もあると思いますもので、聞こうとはしませ

んけれども、尾鷲はここに、森林組合おわせという形で材料調達を考えているということでもよろしいんですか。どのようなイメージなのかなという。

○三鬼政策調整課長 詳しくは燃料調達のワーキンググループで議論している最中ですが、それも一つの選択肢として検討いただいているふうに聞いております。幾つかの選択肢を、森林組合様も含め、いろんなどころに今、燃料調達の可能性がないかどうか、ワーキンググループで詰めている段階と聞いております。

○野田委員 ということは、尾鷲は市有林というか、水産農林という課があるわけなんですけれども、それとは別、それは余り関係なく、森林組合おわせとか、紀北、尾鷲を含めた森林組合おわせというような感覚でワーキンググループというか、それが進んでいるということですか。

○三鬼政策調整課長 もちろんプロジェクトEには本市から水産農林課も参加させていただいておりますので、それも含めた中で全ての議論をさせていただいています。

○奥田委員 ちょっと予算的なことを聞きたいんですけど、今、SEAモデル協議会というのは、25万ずつ出しているんですけどか、尾鷲市と中電と商工会議所と、75万でやっているところなんですけど、それで、午前中の財政課から出てきた財政見通しを見ると、SEAモデルのこれからの予算って一切入っていないんですよ。その辺のところはどのように考えておるんですか。

○三鬼政策調整課長 現段階で、おわせSEAモデルランドデザインに基づく跡地活用をするとき、やはり費用が要るのが必ず明らかであります。どこがどういふふうにして負担をして、どういう補助金を活用して、どういう事業を……。持ってくるかということも今、行っておりますので、現時点では、概算でも、例えば何年度に何億円要するという構想については、現在、まだそこまで想定をしておりませんので、財政見通しには含んでおらないのが、そういう理由でございます。

○奥田委員 でも、その辺のところをある程度入れておかないと、財政も厳しいのはわかっておるんですけども、補助金をもらうにしても、10分の10でもらえると、そんなの補助金で入らへんわね。だから、ある程度、起債になるのか、一般財源から出るのか、単品になるのかわかりませんが、ある程度出ていくでしょう。それが何億なのかというのは、非常に大きなことですよね。

それで、私も一般質問で聞きましたけど、まだ所有権の話もしていないでしょう。買うのか、借りるのか。それでもかなり変わってくると思うし、その辺、早く詰めないといけないんじゃないですか、この財政難の中で。お金もないのにやる、

市長はやらないかんですと、それは気持ちはわかるけれども、やるお金もないのに、このまま議論して行って、議論しているようですけど、何も中身、見えないですけどね、全然。このまま見えないで終わってしまうのか。ただ、具体的にしたとしても、お金がないという事態も起こってきますよね。その辺のところというのは、政策調整課としてはどう考えておるんですか。

○三鬼政策調整課長　先ほど申し上げましたように、費用がなければこういう構想はできないのが事実でございますが、やはり尾鷲市も財政が非常に厳しい中の構想のスタートとなりましたので、できるだけ民間の活力を使いながら、どういうふうにして、この地に尾鷲市の財源以外での整備を進めるかというところに重点を置いておりますので、それにつきましては、SEAモデル構想協議会の団員でもある中部電力様や商工会議所様初め、今後、進出企業を募る中で、できるだけ財政負担がないような形で行っていきたいと思いますし、あと、運営面につきましても、先ほど委員がおっしゃられた中部電力が現在所有している土地の状況がどうなるのかというものも、その部分、部分で何をするのかというのが決まっていなくて、例えば中部電力様が持ち続けるのか、定額で貸すのか、無償で貸すのか、それとも売却するのか、それは個々のケースで違ってくるという想定でいますので、今のところでは、まだ具体的に申し上げることはございませんので、御了承ください。

○奥田委員　ただ、この前、僕、言いましたけど、他人の土地に家を建てるようなものなんですよ、これ。民間もそうですよ。他人の土地に民間の設備をつくるようなものですから、そのときに、所有権の問題、買うのか、もらうのか、借りるのか、それをまず決めますよ、大体。決めません、家を買うとき。決めますよね。それが後づけというのが、僕、ちょっとよくわからないんですけども、でも、今課長が言われたように、民間活力どうのこうの、それから、財政負担がないようにいったって、1円も出さないで済むということはまずないでしょう、こういうことなら、もしこれを進めていくのなら。だから、その辺のところがある程度財政負担はやっぱり考えておかないといけないと思うし、それと、会議所との関係で、会議所さんが以前言われていましたけれども、こういう尾鷲市も行政も入ってやるプロジェクトで、行政がお金を出さんというのは考えられないと。それはそうでしょうね。だから、ある程度の財政負担というのは出てくると思うんですけどね。

でも、今の財政難の中で、きょうの財政計画の中でも出てきていない。その辺のところ、僕は、商工会議所さんなんかも、きょうの話なんか、例えば把握した場合、聞いた場合、じゃ、やっぱり尾鷲市は出してくれないのかなと、じゃ、これ、

進むのかなという感じもすると思うんですよね。今、どうなんですか。尾鷲市と商工会議所ってうまく行っているんですか、そういう意味では。

というのは、ついでに聞きますけど、木質バイオマスの排熱利用、これは会議所さんは考えていないということなんですよ。でも、この前の一般質問の答弁では、市長は中電さんは熱、使えるよと。それは、多少は使えるかもしれませんが。ただ、さっき南委員も言われたような、もう発電ですからね。ほとんど熱というのは、今、循環型ですし、また自分の中で使ったりとか、それから、チップを乾かしたりとか、そういうのに使うと思うし、熱はそれは使えるかもしれないけれども、それが量的には少ないということで、会議所さんも考えていないということなんやけれども、そういう話と違って、きちっとやれているんですか、会議所さんと。

○三鬼政策調整課長 商工会議所とは随時ミーティングを行っておりますし、定期的に協議会への事務局会議も行っております。

やはり、そういう中で、それぞれの進捗状況を共有しながら進めておりますので、非常にいい関係で進ませていただいておりますし、先ほどバイオマス発電における排熱利用は、直近の会合でも中部電力様に確認しましたところ、もちろん発電事業ですので、発電として売却する電気を発電する以外に、排熱利用についても使うものとして、使えるという前提で、今、事業を進めている段階ですので、利用は可能と考えております。

○奥田委員 利用は可能かもしれませんが、どの程度なんですか。2,000キロワットなんですよ、木質バイオマスも。最初は1万キロと言っていましたけどね。

これまでの三田火力発電所、87万キロワットですよ。規模的に物すごい。2,000ということは500分の1ですよ、規模的に。どれだけの規模なんですか、どれだけの発電があるのかなと僕は思うんですけど。知れていますよ、本当に、ですよ。

僕も、志摩、鳥羽のやまだエコセンター、あそこに聞きましたけれども、あそこも1日90トンの、広域ごみ処理施設の話やけど、それで発電しておって、本当に排熱ってほとんどないみたいなんですよ、給湯器ぐらいらしいんですよ。

だから、多分木質バイオマスの場合でも、ほとんど循環型で使ってしまいうし、出てくるのというのはほんの知れている、2,000キロワットですし、知れていると思うんですけど。

だから、その辺のところを、どのぐらいなのかということの数値出してくださいよ、数値、僕らにわかるように。使いますよと言っていますよというんだったら、

全然説得力ないですよ。会議所さんも、いや、知れているからもう使わないと言っているんだからね。

それで、随時会議所さんと会合していて、常に情報共有しているんだと、いい関係だと今、課長は言われたけど、それやったら、何で6月議会のときに、僕がそれを言うたときに、市長は会議所さんから聞いていないと言われるのかな。もうその辺がちょっと僕はよくわからないんですけどね。

だから、正確な情報を僕は出してほしいんですよ、行政側、僕らにわかるように。そういう答弁ばかりされると、本当に中身も見えないし、どないなっている。単にごまかしておるだけかなという、いつまでごまかすのかなという感じがとれないんですよ、本当に。厳しい言い方をしますが、これだけ中身がないと、本当にそう言いたくなりますよね、でも。どうなんですか。釣り桟橋なんか、もうできるんですか。

○三鬼政策調整課長　先ほど2,000キロワットの事業で、どういう熱量がという御質問がありましたけど、やはりこの点につきましても、プロジェクトEでワーキンググループをつくって、確実にどれだけの燃料が集められて、どれだけの発電量、どれだけの熱量が出るかというのは、専門家による検討と、事業として行うことですので、やはりきちとした確約がないと、事業として成立しませんので、その辺も含めて、わかるべき時期が来たら、必ずお伝えさせていただきたいと思えますし、今後も、ちょっとわかりにくいという御意見は、確かに具体的に何をしますという発表ではないので、ごもっともかとは思いますが、今後もしかるべき時期には必ずお伝えさせていただくことですので、それにつきましては、今しばらくちょっとお時間をいただきたいのが現状でございます。

○奥田委員　しかるべき時期っていつですか。いつもごまかされるんですよ。これからです、これからですと。期限を切ってください、期限を。

○三鬼政策調整課長　いえ、やはり物事には進捗状況がございますので、発表できる時期が来ないと、確定していないことも発表するわけにもいきませんので、やはり事業としての相手があることですので、決まってもないことをこちらが発表するわけにはいきませんので、それは御了解ください。

○三鬼（孝）委員長　他に。

○高村委員　プロジェクトSの7月に海上自衛隊、意見交換がありましたね。その中で、向こうから、中電は広い土地があるので、訓練とか、そういう日本を守るためにいろんな催しができると思うんです。そういうのをやらせてくれとか、そう

いう計画があるということは出なかったのか、そういう意見交換はなかったのですか。あったら教えてください。

○三鬼政策調整課長 陸上自衛隊、海上自衛隊、陸上自衛隊の航空部隊、それぞれやはり訓練の場所は求めているというふうにおっしゃっていました。

ですけど、条件が整わないと、訓練というのは安全にできる場所が確保されないとできないということと、あと、自治体の理解とか、周辺住民の理解も必要ですので、その辺につきましては、訓練は実施する場所は求めているけど、慎重に行いたいというお話でした。

○高村委員 ということ、2回、3回と今後、また意見交換なんかをしていく予定があるのか。それで、深くもっと話し合いを進める気はあるのか、ちょっと聞きたいんですけど。

○三鬼政策調整課長 今回、県内2カ所と県外ですが、今後、お話できるチャンネルはつくらせていただきましたので、随時意見交換をさせていただく用意はありますけど、まずもって、向こうから示された条件が、どのように整備できるかも含めて、検討が少し進んでからの話になると思いますので、時間を置いて対応したいと思っています。

○高村委員 やはり、国策のものをしていただくと、国から予算が出るので、尾鷲市には財政はないんですよ、やはりお願いしてでも来ていただくようにする方向で進めていただいたらええと思います。お願いします。

○村田委員 今ずっと皆さんのお話を聞いておって、Sなんですけれども、これは釣り桟橋検討部会、アクティビティ検討部会、教育・スポーツ振興検討部会と書いてあるんですね。

その中で、今の陸上自衛隊、海上自衛隊との意見交換とかあるんですけども、目的は何なんですか、これ。今さっきも言っていましたけれども、災害のときの、どういう形でこういう場所づくりをしたら災害のときに役立つのかというような意見交換だということがありましたけれども、今、高村さんが言ったのとは、またちょっと違うんですね。その辺の中身はどんなんやったんですか。

○三鬼政策調整課長 主に、現在発電所が立地している跡地活用に、海沿いのところですけど、ここにランドデザインではキャンプ場、グランピングといった芝生をある程度の一定の面積をつくったところが構想にございますので、そういうところを整備した場合に、例えばヘリコプターが下りて救援活動の拠点にできるのかとか、陸上自衛隊、海上自衛隊のそういう運搬船が来たときに、例えば支援物資を

運ぶルートとして、どういうことに留意して整備するほうが今後活用ができるのかという、そういう二次的な利用の可能性をどこかに留意するべきではないかという観点から意見を伺わせていただいたのが現状でございます。

○村田委員 それは、やろうとした趣旨はわかりますけれども、大体、災害が起きるといったら地震か津波ですよね。津波だったら、あそこはもう完全に浸水域ですね。そんなところにヘリコプターとか救援物資が輸送できるわけがないんですよね。ですから、どういう意図があってやったのかなど。私は、どうも7月、8月の経緯が全部書かれておるけれども、全くこれ、進んでないな。全体で、本当に担当は何%ぐらい進んでおると認識しておるんですか。

○三鬼政策調整課長 事業所の訪問も進めながら、この自衛隊関係を行かせていただいた経緯がございます。

やはり、今回のグランドデザインの跡地に進出する企業と訪問するのが最優先でございます。

プロジェクトSにつきましては、やはりそれをどううまく活用するかというコンサルタントの力も非常に有効なことから、17社ほど訪問させていただいた中に、今回、7月には、そういう災害面のこともやはり留意しておく必要があるのではないかという内部検討の結果、7月の初めに訪問させていただいた次第です。

○村田委員 全体、S、E、Aで進捗は何%ぐらいなのかということを知りたいんですよ。

○三鬼政策調整課長 なかなかどこを100とするかというところとありますけど、やはり私たちは、市長が皆様におっしゃっている1年半という中で基本的な計画等を仕上げたいという、今5カ月余りたったところではありますが、その点でいいますと、何%というのは具体的には答えにくいことではありますが、一生懸命させていただいていると御理解ください。

○村田委員 課長は言葉がうまいので、ごまかすのがうまいんですが、そうじゃなくて、それはもう1年半でやろうとしているんでしょう。今、5カ月たったんでしょう。5カ月たったけれども、実際には進捗はこのぐらいですよということは、つかめんことはないと思うんですよ。その辺を聞いておるんですよ。はっきり言うてくださいよ。

○三鬼政策調整課長 E、A、S、それぞれの進捗は、それぞれのプロジェクトの担当がでございますので、主にSについてお答え申し上げますと、Sは、やはり核となる集客、交流に、何に重点を置くかというところがまだ複数の候補から決まっ

ておりませんので、これを含めて、Sの地域に立地する予定の釣り桟橋であるとか、あと、キャンプ場、その他のサービスにつながるものもやはりまだ検討段階でございますので、私としては、まだ2割から3割程度しか進んでいないように思っております。

○三鬼（孝）委員長　よろしいですか。

○村田委員　今、20から30ぐらいで、大体、そういう感じだと言っていますけれども、5カ月たっていますからね、1年半という18カ月で、5カ月たってもまだ約3分の1だという。

そんな中で、20から30で、今から本当に1年半できちっと構築できるのかなと不安がちょっと募るんですけれども、その辺のところはどういう感覚でいらっしゃいますか。

○三鬼政策調整課長　今検討を行っている段階を複数重ねているところもありますので、やはり年末にかけて具体的にこの検討が実を結ぶものもできてくる可能性がありますので、もちろん1年半という期限がございますけど、その中で成し遂げたいという気持ちは強く思っています。

○村田委員　その中でな。わかりました。

先ほど、しかるべき時期にはきちっと公表したいというようなことがあって、今、1年半のうちには発表できるということでしたんですが、言葉尻をとらえるわけじゃないんですけれども、大体1年半で目いっぱいかかるのか、それとも、めどとしては、目途としては大体このぐらいまでやりたいですよという、あなた方の目標というのはあると思うんですよ。その辺はいかがですか。

○三鬼政策調整課長　1年半という期限は与えられておりますが、早くしたいというのは本音でございます。やはり早くして、いろんなことを検討すればするほど実りのあるものになると思いますので。

ですけど、まだ、それを1年でやり遂げたいとか、10カ月でやり遂げたいとか、その辺の確証たる根拠もまだ不足しておりますので、ひとまずは1年半の中でできるだけ早い時期に少しでも固めたいと思っております。

○三鬼（和）委員　Sのほうで、自衛隊関係のことをやりとり、お伺いしたんですけど、さまざまな被災というのか、なったときに、防災拠点的なのとか、駐屯的なのということの話だったんですけど、反面、海上自衛隊につきましては、やっぱり船が接岸できるかとか、仮に寄港というのかな、この熊野灘を通るときに尾鷲港に寄港するというふうになったときには、岸壁というのかな、中電のところの岸壁、

現状ではだめですね。もし海上自衛隊のほうがそういった対応を示唆した場合、整備の中で（聴取不能）であるとか、そこまでの検討とかも入られるんですか、どうなんですか、今度の計画の中に。

○三鬼政策調整課長　その点になってきますと、やはり三重県が策定する港湾計画との関連性が非常に重要ですので、いろいろな関係者もいる中、SEAモデルだけの着眼点じゃなしに、尾鷲港全体を考えた港湾計画の策定が重要となってまいりますので、やはり以前からの中部電力の活用用途が変わってきた現状においては、三重県のほうでも港湾計画の改定に向けてお考えのところもありますので、今回、そういう中部電力跡地の活用と、あと、漁港部分を含めた尾鷲港全体の再活用も踏まえながら、三重県にはお話を進めたいと思っております。

○三鬼（和）委員　そのことについては、一般質問で取り上げたときに市長も言っておったんですけど、現実的にはやっぱりこの話は海上自衛隊との話がもっと深まった中で県と話をするんですか。こういったことも想定して、県とも話を進めていかれるんですか、どうなんですか。

○三鬼政策調整課長　やはり港湾の主な目的は、例えば、輸入船も含めた物流や、いろいろな観点がございます。やはり経済活動でどれだけ費用対効果があるかというところに三重県も重点を置いて整備する方針を示しますので、やはり物流も含めた、そういう経済活動、または観光や防災面、幾つもの面を合わせて考慮することが今の港湾計画に求められると聞いておりますので、それも選択肢の一つとして、幾つもの検討材料は整理したいと思っております。

○三鬼（孝）委員長　よろしいですか。

1点だけお聞きしますけど、7月、8月に企業等との意見交換、2社、4社やっておるんですけども、これは恐らく跡地を埋めて誘致するための意見交換だと思うんですけども、企業はどのような業種の企業なんですか。

○三鬼政策調整課長　7月につきましては、主にコンサルタント2社を訪問させていただきまして、進出企業の御紹介を、非常に興味を持っていらっしゃる所に行かせていただきました。

8月の4社につきましては、交通関係や旅客関係も含めまして、観光面に特化した企業もお話をさせていただいた次第です。

○三鬼（孝）委員長　それで、難しい話ですけども、誘致に向けてのいろいろなものがあると思うんですが、浸水域の問題がありますし、その辺のところ、可能性としてはどれぐらいあるんですか。

○三鬼政策調整課長 現在、7月、8月でお会いさせていただいた企業は、既に尾鷲に事業所を持っているところもございますので、それにつきましては、ある程度可能性がある事業所もございますし、今後検討するということ、やはり浸水域というところは、進出する企業にとっては、ある程度の自分のところのリスクを負ってするという決断もありますので、それを承知の上行うということも一つの事業活動ですので、そういう御理解のあるところが多かったように思います。

○三鬼（孝）委員長 よろしいですか、この件について。

○奥田委員 1点だけ確認させてほしいんですけど、エネルギーを核にして、今、SEAモデルを考えておるじゃないですか。

例えば、11月までに広域ごみ焼却施設のコンサルの、本当にやれるのか、報告書が出てくるということなんですけど、もしも発電所跡地で広域ごみ処理施設では無理ですよとなった場合、どうなるんですか、このSEAモデルというのは。

○三鬼政策調整課長 基本としましては、SEAモデルランドデザインで示す発電所跡地、その中で、エネルギーのEとアクア、アグリのAは熱の供給関係については、今のところコンセプトとしてありますので、やはりエネルギーが存在するところにアグリ、アクアが関連するというコンセプトは変わらないと思っていますので、今、委員おっしゃられるような、その場所が使えるか、使えないか、私たちは議論するところではないですが、エネルギーとアクア、アグリは連動して初めてこのSEAモデルのコンセプトになって活用ができると考えておりますので、その点は変わらないことだと思います。

○奥田委員 変わらないとはどういうことですかね。広域ごみ焼却施設の熱利用ということは今、言われているでしょう。これがもし場所が変わることになった場合、SEAモデルはどうなるんですかということを知りたいんですけど、SEAモデルはSEAモデルでやるということですか。だったら、エネルギーを核ということとはまた違ってきますよね。全部SEAモデルがまた移ってしまうのか、場所が変わると。

○三鬼政策調整課長 現時点で言えるのは、やはり先に建設が進むバイオマス発電については、EとAの関連性は非常に高いものと思いますが、委員がおっしゃられるような広域ごみ処理施設の仮定の問題にはなかなか、御質問にはお答えできるところがありますけど、エネルギーとアクア、アグリが関連して、エネルギーで出た熱を産業に活用するというのがコンセプトですので、そこには変わりはないと御理解ください。

○奥田委員　だから、木質バイオマスの熱って、そんなにないんですよ。ないということが言いたいんですけど。広域ごみ焼却施設の熱利用ということを考えておるわけでしょう。それが主なわけじゃないですか、熱利用って。その場所が変わったらどうなるんですかということを知っているんですよ。広域ごみ焼却施設のところへついてくるのか、今までどおりの計画で行くのか、どっちなんですか。それ、ちょっと考えておかないかと思えますよ。11月の報告によって変わってきますからね。

○三鬼政策調整課長　なかなか仮定の質問にはお答えにくいところは御理解いただきたいのですが、やはりこの構内でエネルギーとアクア、アグリが連動するという点は変わりませんので、それはこの構内でのEとAは関連して完結したいと思えます。

○三鬼（孝）委員長　最後だね。

○奥田委員　どうということですか。例えばの話なんですけど、広域ごみ焼却施設があそこじゃなく、発電所跡じゃなく別の場所につくることになりましたと、それでも、ほかのSEAモデルというのは、発電所跡でということになるということなんですか。それだと、エネルギーを核にどうのこうのということが言えなくなってしまうような気がするんですけど、そういうことなんですか。ごみ焼却施設のあれなんでしょう、熱利用なんでしょう。

○三鬼政策調整課長　何度も申し上げますが、一丁目一番地はバイオマス発電でございまして、ごみ焼却施設も熱のエネルギー源ではあることには変わりませんが、何度も申し上げましたように、ごみ焼却施設が今のところ、市長が申し上げましたように発電所構内で検討しておりますので、それが移った場合の仮定の質問にはお答えにくいところがございまして、何度も申し上げますが、エネルギーで出た熱をA、アクア、アグリで活用するというランドデザインのコンセプトに、SEAモデルのコンセプトに何も変わりはありませんので、それはこの全ての跡地内で活用するというふうに御理解ください。

○三鬼（和）委員　ちょっと確認したいんですけど、おわせSEAモデルの中では、ごみの焼却場は入っていませんよね。この説明の中には入ってないんでしょう。でも、内々ではごみの焼却場もEとして扱って検討はされておるんです。我々、その辺が全然わかってないもんで。ということは、ごみの焼却場が一番地にできようと思えまいと、もうこのSEAモデルそのものは存在すると理解したらいいんですか。それとも、内々でごみの焼却場も機能として必要、エネルギーとして必要と勘案

はしておるんですか。それだったら、早い時期にS E Aモデルとも合体するようなAを書き直さなあかんのじゃないかなといつも思うんですけど、その辺はどうなんですか、内部として。

○三鬼政策調整課長 現時点での私どもの理解は、プロジェクトEは、まず、既に動いておりますバイオマス検討部会、この部会のみです。やはり、ごみ焼却施設につきましては、現在、委員の皆様にご議論いただいているように、まず5市町での協議を前提とした準備会の段階ですので、部会も設置しておりませんので、この中で詳しく検討しているようなことは聞いておりませんので、そう御理解ください。

○三鬼（孝）委員長 よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 それでは、おわせS E Aモデルについては審査を終了いたします。

続きまして、地域おこし協力隊について説明を求めます。

○三鬼政策調整課長 では、通知をさせていただきます。

資料3としまして、地域おこし協力隊について御説明申し上げます。

本事業は、総務省の制度である地域おこし協力隊制度を活用して、人口減少や高齢化の進む本市において、地域外の人材を積極的に活用して地域力の維持、強化を図るために、現在、7名の隊員が活動している事業でございます。

本年度、新規募集をしました隊員について御説明申し上げますが、これにつきましては、昨年10月に地域おこし協力隊の報告会を開催しましたところ、各地区役員の皆様に聞き取りを行い、今年度、活用の御意思のあった九鬼・早田地区への導入を検討してまいった次第でございます。

今年度、当初予算に計上させていただきましたものも含めまして、九鬼地区の地域おこし協力隊が1名、早田地区の地域おこし協力隊が1名、また、おわせ暮らしサポートセンターを中心とした定住、移住の地域おこし協力隊も2名が退任しますので、その募集として2名、合計4名を募集することをお示したところでございます。

これにつきましては、できるだけ優秀な人材を集めるという観点から、募集活動としましては、6月30日に東京都で行われました地域仕掛け人市といたしまして、全国から協力隊を目指す有望な人材が集まる会がございしますが、約400名ほど集まった中、尾鷲のブースにも約40名の方が、非常にいろいろな意見を持った優秀な方が登録に来ていただきました。

その後、7月に入りまして、尾鷲でおわせ留学と申しますのは、尾鷲を体験して、仕事や暮らしを知ってもらおうという、そういう試みがあるのですが、そのイベントで、大須で魚のサバキ会を開いたり、やっぱり田舎暮らしのよさを感じてもらうために、そういう活動を各所でやってまいりました。

それにつきまして、8月3日、4日、港まつりの前後に、この地域をよりよく知ってもらおうと、現地において見学会と意見交換会を開催しましたところ、参加者が5名あり、非常に活発な意見交換をさせていただきました。

その経過を踏まえて募集を行ったところ、8月25日に地域おこし協力隊の面接に4名の方が受験いただきました。各地区の区長さんたちも選考員に入ってくださいまして、4名を非常に優秀な者として採用することと至った次第でございます。

特に、九鬼地区におきましては、水産資源を活用した商品開発や、網干場の活用など、やはり区における課題に加えて、御自身の可能性も含めた新たな提案もいただくということで、九鬼地区にミッションを与えております。

また、早田地区は、合同会社き・よ・り、魚販売を主とした、そういう地場産業の振興に力をかしていただく方を1名募集しました。

定住、移住につきましては、以前から行っています住まいや仕事のサポートに含めました移住相談、定住獲得に向けて、そういうミッションを行っていただくことをしております。

報告は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長 地域おこし協力隊の事業について課長のほうから御説明がありましたけど、この件に何かありましたら御発言願います。

○小川委員 4名入って、今、全部で何人になるんやっただんですか。

○西村政策調整課主幹兼係長 現在、7名が活動しております、4名が入れば11名となります。

○小川委員 今回退任される方も2名というんだった。

○西村政策調整課主幹兼係長 今回退任するのが地域おこしの定住、移住のグループの2名になります。その2名は、令和2年の1月と令和2年の2月末に退任する予定になっております。その2人の補充も含めて、4名の協力隊の募集となっております。

○小川委員 退任される2名の方の今後というか、このまま尾鷲市に残って起業するとか、もう帰ってしまうとか、そういう話はまだ全然出てないですか。

○西村政策調整課主幹兼係長 その2名については、将来のことについても、退

任後は尾鷲市に残るという方向で進んでおります。

○三鬼（孝）委員長 他にございますか。

○三鬼（和）委員 地域おこし協力隊で前にも取り上げさせていただいたんですけど、今、小川委員が言っておられましたように、隊員の活動後に自分のマネジメントをこの地でできるということはええことだし、そういったことと定住、移住に結びついていくというのを、これからはそういったミッションにしていかななくちゃいけないと思うんですけどね。

それと、総務のところ、働き改革のところでもお話しさせていただいたんですけど、政策調整ですので、情報発信というのかな、そういうのを地域おこし協力隊の中で、大学等々でITとかSNS専門にもやられておる方がいるもので、そういった方に職員と組んでやって、その後に、そういった方が起業できたら、市はその方に業務委託をやるという形で、市役所の職員、結構今、商工観光でもSNS発信、この半年ぐらいで大分違って来たと思うんです。担当者によってもそうかなと思うんですけど、ただ、検索数とかそんなのしたら、ちょっといまいちなところがあるけど、一生懸命やっておるのはやっておるんやけど、職員がすると結構給料が高いものでコスト高いんですわね、結構ね。

地域おこし協力隊が全部これを可能にしていたら、安いコストで市がやること全国発信、SNSで発信できるということと、将来的に、広報おわせというか、ワンセグとか、あんなの放送なんかも業務委託できるような形であれば、しゃべるのから何から一緒に同じ人が同じ形で組んだりとか、聞き取りやすいこともできてると思うもので、これ、一遍考えてほしいなと思うんです。

これは、もし成立すれば、ここの地で働きながら、市役所だけじゃなしに、民間の情報発信のことも踏まえて、ホームページをつくったりとかすることも踏まえて、ビジネス化はできると思うもので、産業化はできると思うもので、それと、集客交流事業をするときに、そういった発信力というのは、市外に対する発信力というのは、これも行政マンがやるよりかも、ふるさと納税にしてもセンスあるものができるいくんじゃないかなと思うもので、その辺、一遍検討していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○三鬼政策調整課長 やはり特に定住、移住の協力隊は、常に尾鷲のよさを発信して、尾鷲に例えば体験いただく方、私たちが出向いて体験いただく方も含めて、非常に情報発信には興味を持って、特にスキルも非常に高い方もいらっしゃいます。

今回、新たに2名いらっしゃる方も、ノウハウ等についても非常に高い方もござ

いますので、今言ったようなところは非常に大事な点でございますので、担当の係長も含めて、そういうところは意識して、尾鷲暮らし、そして、尾鷲で仕事をどうするか、あと、尾鷲に関係する人口、尾鷲を応援していただく人口をどれだけふやすかによって、例えば、もう一方の効果ではふるさと納税のそういう活用にも期待できることから、その点については非常に積極的に行いたいというのは常々話しておりますので、そうさせていただきます。

○三鬼（和）委員 現状の地域おこし協力隊の方も、そういったことをしていただいてもいいと思うんですけど、これも専任のそういう協力隊を置くことによって、行政とタイアップしながらしたらビジネス的にもつながると思うので、ちょっと一遍それは検討していただいて、尾鷲におりながら尾鷲の方よりかも、もっと尾鷲のことを外から見てアピールできるような、そういったセンスを広げていくことによって、また今、我々が気がついていないことを開拓できるんじゃないかと思うもので、そういった地域おこし協力隊の設置について、ちょっと検討してほしいなと思います。

○三鬼（孝）委員長 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 なければ、次に、ふれあいバスのダイヤ改正について御説明を求めます。

○三鬼政策調整課長 では、通知をさせていただきます。

尾鷲市公共交通のダイヤ改正につきましては、さきの6月議会で御説明させていただいた内容でございます。

再度、これが10月1日から発効することから、パンフレット等を作成しまして、住民に周知したところから御報告をさせていただきます。

主な改正点を四つだけ御報告申し上げます。

一つは、八鬼山線における三木浦—三木里間の接続の強化が1点でございます。

第2点目は、八鬼山三木里駅におけるJRとの接続、また、八鬼山線、ハラソ線における帰宅便の出発時間に御要望が多かったことから、その調整をさせていただいた件。

最後に、八鬼山線、ハラソ線におけるバス停、瀬木山への延伸ですね。以前は駅を中心に発着しておりましたが、瀬木山の車庫まで行けることによって、町なかへの利便性を増しております。

以上4点が改正点として、さきの定例会にて御説明させていただいたとおりでござ

ございます。これにつきましては、住民への周知も含めて有効に活用していただきたいと思っておりますので、御報告申し上げます。

○三鬼（孝）委員長　ふれあいバスのダイヤ改正について説明がありましたけれども、この件について御質疑ありましたら御発言願います。

○奥田委員　ちょっと確認したんですけど、これ、須賀利は今、どうなんですか。セミデマンドですか、事前に申し入れた場合に走らせる分とかありますけど、尾鷲総合病院へ来るのは1便ですよ。この辺のところ、いろんな意見が出ていませんか。どうなんですかね。

○森本政策調整課長補佐兼係長　今、セミデマンド方式で須賀利のほう運行させていただいておりますので、今のところ、大変などとたくさんの意見とか、いただいておりますけれども、現状の方向でちょっと今、動かさせていただいているところでございます。利用人数等も大きく変わっておりません。

○奥田委員　その辺、よく聞いてあげてくださいね。

それと、もう一点、ハラソ線と八鬼山線、以前にも申し上げたことあるんですけど、向こうから尾鷲駅のほうへ入ってくる場合は野地町にとまってくれるんですよ。でも、こちらから輪内のほうへ行く場合は野地町にとまらないんですよ。これはできないですか、やっぱり。以前あったのがなくなったんですよ。これ、不便だという声が結構あるんですけど、駅まで行かないかんから。どうなんです。

○森本政策調整課長補佐兼係長　6月の委員会の際に委員さんからその御指摘のほうをいただいておりますので、その件につきましても、前回、29年の改正の際に、ちょっと廃止という形、バス停のほう、廃止になって、そのままになっております。

現状として、ほかの部分もございまして、そういった意見を取り入れながら、随時のダイヤ改正、今回もさせていただいているダイヤ改正に含めて検討させていただかないかなと思っております。

○三鬼（孝）委員長　他に。どうぞ。

（「それとは別個に」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　別個に。

（発言する者あり）

○三鬼（孝）委員長　その他のところで。

ダイヤ改正はよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　なければ、どうぞ。

○野田委員　　済みません、ちょっと戻るんですけれども、ちょっと言い忘れていたというか、第2期総合戦略における基本方針についてという2ページの文なんですけれども、済みません、その他でよろしい。このとき、余裕がなかったもので。

（発言する者あり）

○野田委員　　いえいえ、もうすぐ終わります。

来年の2020年から2024年ということで、まち・ひと・しごと創生総合戦略ということで、第1期の5年間で、それを踏襲しつつ、新たな枠組み、新たな観点をつけ加えるとあるんですけれども、その中で人材を育てるかつ生かす、それで、民間との協働するとかという新しいものがあるんですけど、これまでの5年間、地域創生のまち・ひと・しごとというのをやってきたと思うんですけれども、今後、次のページに、市の動きとして10月から地域創生会議から骨子案の作成とかとあるんですけど、どのような住民の意見とか、行政としてどういうことをやっていくというふうな、いろいろSEAモデルとかたくさんすることがあって大変だと思うんですけれども、そこら辺の掘り起こしというか、ねじを巻くのはどうしていくんですか。

○三鬼政策調整課長　　3ページに示すように、まず、地方創生会議にかけさせていただき前提として、現在行っている5年間の振り返りを徹底的にさせていただきことからスタートすると思っています。

それにつきまして、今回示されました六つの観点、特に本市におきましては、先ほどあったSDGsとか、SEAモデル等の関連性も踏まえて、この計画をいかに有効に活用できるかという着眼点を絞って策定したいと思っておりますので、それにつきましては、今後、中間案や最終案の時期には、議会の皆様も初め、そういう形で広く広げたいと思っておりますので、そういうスケジュールで行かせてください。

○三鬼（孝）委員長　　よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　なければ、これで政策調整課の審査を終わります。

10分間休憩します。

（休憩　午後　2時27分）

（再開　午後　2時37分）

○三鬼（孝）委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

それでは、会計課の議案第56号、一般会計補正予算（第3号）の議決についての御説明を求めます。

○平山会計管理者兼会計課長 それでは、議案第56号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決についてのうち、歳入のみであります。会計課に係る部分について御説明させていただきます。

特に資料のほうはございませんので、補正予算書12、13ページをごらんください。

通知いたします。

では、歳入についてであります。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金でございます。補正前の額1,000円、今回の補正額を2億1,834万3,000円とし、計2億1,834万4,000円とするものであります。これは、前年度繰越金でございます。

説明については以上になりますので、御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○三鬼（孝）委員長 ただいま会計課に係る補正予算の説明がありました。何か御質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 なければ、これで会計課の審査を終わります。御苦労さんでした。

（休憩 午後 2時38分）

（再開 午後 2時39分）

○三鬼（孝）委員長 続きまして、防災危機管理課の議案第56号の説明を求めます。

○神保防災危機管理課長 防災危機管理課でございます。よろしくお願いいたします。

議案第56号、令和元年尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決についてのうち、防災危機管理課に関する事項につきまして、補正予算書及び予算説明書で進捗表の順に御説明いたします。

補正計上させていただいております内容は、前回、8月20日の行政常任委員会において御説明申し上げました防災行政無線のデジタル化に関するものでございま

す。

説明書の16、17ページをごらんください。

歳出の補正でございます。

2款総務費、1項総務管理費、12目防災費でございます。13節委託料でございますが、防災行政無線デジタル化事業の管理業務委託料として165万円、工事請負費として9,143万2,000円を計上しております。

次に、説明書の5ページをごらんください。

第2表、債務負担行為補正についてでございますが、防災行政無線のデジタル化に係る事業費の補正計上でございます。

尾鷲市防災行政無線デジタル化整備工事、管理業務委託として、期間を令和2年度、限度額を385万円、尾鷲市防災行政無線デジタル化整備工事として、期間を令和2年度、限度額を1億3,714万8,000円でございます。

なお、詳細は前回の委員会で説明申し上げましたとおりで、変更はございません。

以上でございます。

○三鬼（孝）委員長 防災危機管理課に係る議案56号の説明がありましたので、御質疑がありましたら御発言願います。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 なければ、これで防災危機管理課の56号の審査を終了いたします。御苦労さんでした。

（「その他はないの」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ありません。

（休憩 午後 2時41分）

（再開 午後 2時43分）

○三鬼（孝）委員長 委員会を再開いたします。

次は、市民サービス課に係る議案第46号、議案第47号、議案第56号、議案第57号、議案第58号について説明を求めます。

○宇利市民サービス課長 市民サービス課です。よろしくお願いたします。

それでは、議案第46号、尾鷲市空家等及び空地の適正管理に関する条例の制定についてにつきまして、議案書に基づき御説明申し上げます。

議案書の7ページをごらんください。

全国的な問題として、適切な管理が行われていない空き地等が防災、衛生、景観

等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進するため、空き家等対策の推進に関する特別措置法が平成26年に公布されております。

本市におきましても、空き家等に関する施策を推進するに当たり、必要な事項を定めるものであり、空き家等の所有者及び市の責務を明確化し、空き家等審議会を設置するなど、目的達成に向け、具体的な取り組みを推進してまいります。

なお、空き家等審議会の設置にあわせて、尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、空き家等審議会の委員の報酬を定めることとしております。

議案第46号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第47号、尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

議案書の10ページをごらんください。

尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正についてにつきましては、本年4月、住民基本台帳法施行令の一部が改正されたことに伴い、本年11月5日より希望者は、その方の住民票に旧姓を記載することが可能となったため、印鑑登録及び証明においても旧姓を使用できるよう、本条例の一部を改正するものでございます。

条例一部改正案新旧対照表の34ページをごらんください。

主な改正点を御説明申し上げます。

第6条は、印鑑登録時に旧姓及び外国人における通称での登録が可能となることを規定したものでございます。

次ページをごらんください。

改正前の第7条第5号の削除は、登録事項から男女の別を削除したものでございます。

主な改正点は以上でございますが、この改正にあわせて、尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例施行規則を改正し、印鑑登録証明書の書式を一部改正いたしますので、資料にて御説明申し上げます。

委員会資料の4ページをごらんください。

条例改正より、様式から男女の別の欄を削除し、住民票への旧制併記を希望された方は、旧制でも登録し、証明書に表記されることが可能となっております。

議案第47号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第56号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決についてにつきまして、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算書（第3号）及び予算説明書並びに委員会資料に基づき御説明申し上げます。

令和元年度一般会計補正予算書（第3号）及び予算説明書の16ページ、17ページをごらんください。

歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、13目コミュニティーセンター費は、補正額17万3,000円を追加し、2,454万9,000円とするものでございます。本年7月25日に故障いたしました古江コミュニティーセンター事務室のエアコンの取りかえに係る備品購入費17万3,000円の追加でございます。

次ページをごらんください。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は、補正額99万円を追加し、5,271万7,000円とするものでございます。全額尾鷲市印鑑登録及び印鑑証明に関する条例を改正するに当たり必要とするシステム改修委託料でございます。

議案第56号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第57号、令和元年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてにつきまして、予算書に基づき御説明申し上げます。

予算書の27ページをごらんください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,624万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億6,280万5,000円とするものでございます。

続きまして、第2項第1表歳入歳出予算補正の内容について御説明申し上げます。

34ページ、35ページをごらんください。

歳入でございます。5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、補正額3,542万1,000円を追加し、3,542万2,000円とするものでございます。全額前年度繰越金でございます。

6款諸収入、2項雑入、5目雑入は、補正額82万6,000円を追加し、82万7,000円とするものでございます。前年度に交付されました特別交付金の精算金82万6,000円の増加でございます。

続きまして、歳出でございます。

次ページをごらんください。

6 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目財政調整基金積立金は、補正額 1,716 万 6,000 円を追加し、1,716 万 7,000 円とするものでございます。歳入歳出の差額分 1,716 万 6,000 円を積み立てるものでございます。

委員会資料の 5 ページをごらんください。

今回の補正での国保財政調整基金の積立額が 1,716 万 6,000 円となり、国保財政調整基金の令和元年度末残高は 8,099 万 6,000 円となる見込みでございます。

予算書にお戻りいただき、36 ページ、37 ページをごらんください。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、5 目保険給付費等交付金償還金は、補正額 1,327 万 6,000 円を追加するものでございます。前年度に県より交付のあった保険給付費に対する普通交付金の前年度精算金 1,327 万 6,000 円の追加でございます。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金は、補正額 580 万 5,000 円を追加するものでございます。前年度一般会計から繰り出しのあった、国保会計でいう繰入金の精算に係る一般会計への繰出金でございます。

議案第 57 号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第 58 号、令和元年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決についてにつきましては、予算書に基づき御説明申し上げます。

予算書の 39 ページをごらんください。

今回の補正につきましては、第 1 条第 1 項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 601 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 1,541 万 1,000 円とするものでございます。

続きまして、第 2 項第 1 表歳入歳出補正の内容について御説明申し上げます。

46 ページ、47 ページをごらんください。

歳入でございます。3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金は、補正額 601 万 9,000 円を追加し、602 万円とするものでございます。前年度繰越金でございます。

続きまして、歳出でございます。

次ページをごらんください。

2 款広域連合負担金につきましては、税務課長より御説明申し上げます。

○吉沢税務課長 2 款 1 項 1 目広域連合負担金の補正予算 560 万 7,000 円につきましては、平成 30 年度分の現年度分の保険料の出納閉鎖期間中の収入、平成

31年4月、5月の徴収額が確定したため、三重県後期高齢者医療広域連合への負担金として補正計上するものであります。

市民サービス課と交代いたします。

○宇利市民サービス課長 3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金は、補正額41万2,000円を追加し、41万3,000円とするものでございます。国保会計と同様、前年度一般会計から繰り出しのあった繰入金の精算に係る一般会計への繰出金でございます。

説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長 説明を受けましたけれども、議案の審査につきましては、あす行いたいと思いますけれども、一応3時半と言いましたけれども、この後、報告事項で国民健康保険事業の財政見通しの説明が30分ほどあるというんですが、どういたします。あしたにしますか。

（発言する者あり）

○三鬼（孝）委員長 受けます。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 では、よろしく願いいたします。

重点項目だけでよろしく願います。

○宇利市民サービス課長 それでは、尾鷲市国民健康保険事業の財政見通しについて御説明申し上げます。

尾鷲市国民健康保険事業については、被保険者数の減少などによる税収入の減少や、一人当たり医療費の増加などにより、実質単年度収支が3年連続でマイナスとなるなど、歳入と歳出のバランスがとれていない状態でございます。

今後の国保財政を考える上で、3年間の財政見通しを立て、講ずべき対策の検討を行いましたので、御説明申し上げます。

それでは、資料3、国民健康保険事業の財政見通しについてをごらんください。

1ページから5ページまでの県と市の国保財政の仕組み及び市の国保財政の仕組みにつきましては以前に説明させていただいたとおりでございますので、後ほど御確認ください。

それでは、6ページをごらんください。

まずは、今後3年間の収入の見込みでございます。

収入費用の見込みを行ったものは、一般財源となる収入及び一般財源が充当される費用であり、特定財源となる収入及び特定財源が充当される費用は歳出額に応じ

た歳入額となるため、今回の見通しは推計しないこととしております。

次ページをごらんください。

右端の欄に丸がついているものが推計の対象としたものでございます。

なお、予算科目により一般財源、特定財源が混在しているものは、両方に丸を押し、特定財源内容を記載しております。

7ページ及び8ページに収入を記載しておりますが、一般財源の大半が国民健康保険税及び税算定結果により国、県、市の一般会計が負担する保険基盤安定繰入金であることが御確認いただけたと思います。

収入の推計方法は9ページから12ページに記載しておりますが、この中で、国保税につきましては、令和元年度以降の現年度分収納率を93.24%とし、加入者数の減少などにより、賦課額自体が年々減少するものと見込まれるため、収納額も減少と見込んでおります。

なお、国保税収を見込む際の加入者数、加入世帯数については、費用の納付金などを見込む際と同様に、減少傾向で見込んでおります。

国保税以外で主なものとしては、県からの交付金は、取り組みを評価するための基準が毎年度変更されており、見込みが困難であること、取り組みに費用が必要なものが多いことなどから、現年度予算額をベースに増減を見込んでおります。

繰越金については、来年度より旧制度の国、県補助金の精算金を見込む必要がなくなることから、100万円としております。

これらの推計の結果、13ページをごらんください。

令和2年度から令和4年度までの3年間で、国保税現年度分は9億111万4,087円、保険基盤安定繰入金は3億1,912万6,582円となるなど、次ページをごらんください、一般財源全体では、3年間で15億7,079万2,046円の収入見込みであるとの結果でございます。

続きまして、費用でございます。

次ページをごらんください。

費用につきましても、収入と同様、一般財源が充当される費用のみ推計を行いましたので、普通交付金が充当される保険給付費や、一般会計からの事務費繰入金が充当される人件費や、事業に必要な事務費などは推計の対象外といたしました。

対象となる費用といたしましては、17ページ、19ページをごらんください。

右端の欄に丸がついているものが推計の対象としたものでございます。

推計対象費用の大部分が18ページの3款国民健康保険事業費納付金となってお

ります。この国民健康保険事業費納付金以外の推計方法につきましては、19ページから21ページに記載しております。

おおむね現年度予算額、前年度決算額をベースに、今後の被保険者数の減少や、該当事業の対象件数などを勘案し、算定しております。

なお、基金積立金については、前年度繰越金が少額ながら発生するとの見込みのもとに、毎年度100万円を見込んでおります。

先ほど、推計費用の大部分を占めていると申し上げた国民健康保険事業納付金の推計につきましては、係長より御説明申し上げます。

○小川市民サービス課係長　それでは、主に国保税が財源になっている費用の中で大部分を占めているのは、平成30年度から市が納める納付金です。納付金の今後の見込みにつきましては、23ページから説明させていただきます。

23ページをごらんください。

国民健康保険事業費納付金とは、平成30年度からの国保事業改革により、県が県全体の医療費などを推計し、それを一定のルールに基づいて各市町に案分し、各市町から費用として徴収することとなりました。この県から徴収される費用が納付金です。

次ページをごらんください。

納付金の内訳としましては、医療分と後期高齢者支援金分と介護分の三つに分けられています。医療分は、加入者の皆さんの医療費に充てられる分です。また、後期高齢者支援金分は、75歳以上の方が加入される後期高齢者医療制度を支援するための分、介護分は介護保険制度を支援するための分となります。

納付金算定の流れにつきましては、おおまかには次ページのとおりとなり、26ページ以降の具体的な算定方法の中で説明させていただきます。

それでは、医療分の納付金について説明させていただきます。

まずは、県全体の医療費と納付金を見込むために、県全体の国保加入者数と一人当たり医療費を見込むことが必要となります。

27ページをごらんください。

国保加入者数は、74歳までの方が対象となるので、県全体の74歳までの人口について見込んだ結果、年々減少傾向と見込みました。

次ページをごらんください。

先ほどの人口をもとに、県全体の国保加入者数を見込みました。グラフの赤色の部分、団塊の世代の方の影響で、令和元年度から2年度、3年度へと加入者数全体

は一時的に増加しますが、4年度以降は減少と見込みました。

次ページをごらんください。

県全体の国保加入者一人当たり医療費について見込みました。平成25年度から30年度の5年間の伸び率16.47%のうち、特殊事情3%を考慮し、5年間で13.47%伸びたとすると、1年間で2.55%ずつ伸びることになります。それを参考に、令和元年度からは毎年2.55%ずつ伸びると考えました。一人当たり医療費は、医療の高度化や加入者の高齢化などから年々増加傾向と見込んでいます。

次ページをごらんください。

県全体の医療分の納付金（一般分）について見込みました。県全体の医療費総額は、県が見込んだ令和元年度の見込み額からすると、令和2年度には一時的に減少し、その後は、一人当たり医療費の増加と国保加入者数の微増などにより増加と見込みました。それに伴い、県全体の納付金額も増減を見込みました。

ここまでの県全体の医療分の納付金（一般分）の見込みです。

次に、この医療分の納付金のうち、尾鷲市が幾ら負担するのかを考えます。

まずは、尾鷲市の国保加入者数を見込みが必要となります。

32ページをごらんください。

県の国保加入者数を見込んだときと同様に、尾鷲市の74歳までの人口について見込んだ結果、年々減少傾向と見込みました。

次ページをごらんください。

先ほどの人口をもとに尾鷲市の国保加入数を見込みました。尾鷲市の国保加入者数全体としては減少傾向です。県のように一時的にでも増加はしませんが、団塊の世代の影響で緩やかに減少すると見込んでいます。

次に、県全体と尾鷲市の国保加入世帯数を見込むことが必要となります。

次ページをごらんください。

県全体の国保加入世帯数は、令和元年度から3年度にかけて一時的に増加しますが、4年度は減少と見込みました。

次ページをごらんください。

尾鷲市の国保加入世帯数も年々減少と見込みました。

次ページをごらんください。

30ページの県全体の医療分の納付金（一般分）を県内29市町で案分します。案分方法は次の1から3で、最後に4のその他控除分を差し引きます。

1、市の所得が県内の所得の何%を占めているのか、2、市の加入者数や加入世

帯数が県内の何%を占めているのか、まず、この二つの考え方で案分した場合、尾鷲市の所得、加入者数、加入世帯数は、県内においても少ないほうなので、納付金の負担割合も少なくて済むと考えられます。

次ページをごらんください。

3、一人当たり医療費が全国平均より高いのか、低いのか、医療費指数についてですが、平成30年度、令和元年度の納付金案分時の医療費指数を参考に見込みました。平成30年度も令和元年度も全国平均よりも高かったため、今後も高いと見込みました。

ここで、この医療費指数をどの程度納付金案分に反映させるのかということですが、これを医療費指数反映係数といいます。令和2年度では0.7、3年度では0.5、4年度では0.3と県の運営方針の中で決められています。尾鷲市のように医療費が高いところにとっては、この係数が小さくなればなるほど負担が小さくて済むことになります。

以上より、④のその他の控除分を差し引く前の尾鷲市の医療分の納付金（一般分）は、県全体の約1.04%から1.12%と見込んでいます。

④最後に、その他控除分を差し引きます。これは、国から県への交付金のうち、市の取り組みなどに対して配分するについて、事前に納付金から差し引く分になります。これについては、平成30年度、令和元年度を参考に760万9,000円と見込みました。

次ページをごらんください。

尾鷲市の医療分の納付金（一般分）の推移です。令和2年度では一時的に減少しますが、3年度では微増、4年度では医療費指数が反映される割合が小さくなることなどから、減少と見込みました。

以上が医療分（一般分）の納付金見込みの考え方についてです。

続きまして、後期高齢者支援金分の納付金についてです。

40ページをごらんください。

これは、75歳以上の後期高齢者医療制度の医療費について、現役世代が負担する分として、全国の国民健康保険や社会保険、組合保険などから集められるもので、国から通知された額を29市町で案分し、支払うこととなります。なお、国保加入者の方の医療費は特に関係ありません。

国保加入者一人当たりが負担する後期高齢者支援金単価は毎年国から通知されますが、年々増加しており、今後も増加と見込みました。

次ページをごらんください。

算定人数については、前々年度の確定人数をもとに算定され、国から通知されますが、令和2年度、3年度と国保加入者数の減少に伴い減少傾向ですが、4年度については一時的に増加と見込みました。

次ページをごらんください。

県全体の後期高齢者支援金分の納付金（一般分）は、一人当たり単価が増加見込みですが、算定人数の減少などにより、令和3年度までは減少、4年度は増加と見込みました。

次ページをごらんください。

前ページの県全体の後期高齢者支援金分の納付金を県内29市町で案分します。案分方法は、①の所得状況、②の加入者数や加入世帯数での案分となります。尾鷲市の後期高齢者支援金分の納付金は、県全体の約1.01%から1.06%と見込んでいます。

次ページをごらんください。

尾鷲市の後期高齢者支援金分の納付金の推移についてです。令和3年度までは減少、4年度については、県全体の納付金額の増加に伴い増加と見込みました。

続きまして、介護分の納付金についてです。

46ページをごらんください。

これは、介護保険制度について、現役世代が負担する分として、全国の国民健康保険や社会保険、組合保険などから集められるもので、国から通知された額を29市町で案分し、支払うこととなります。なお、国保加入者の方の医療費は特に関係ありません。

国保加入者一人当たりが負担する介護分単価は毎年県から通知されますが、年々増加しており、今後も増加と見込みました。

次ページをごらんください。

算定人数については、前々年度の確定人数をもとに算定され、国から通知されますが、国保加入者数の減少に伴い、今後は減少と見込みました。

次ページをごらんください。

県全体の介護分の納付金は、一人当たり単価が増加見込みですが、算定人数の減少などにより、令和3年度までは減少、4年度は増加と見込みました。

次ページをごらんください。

県全体の介護分の納付金を県内29市町で案分するために、49ページから52

ページにおいて、県全体と尾鷲市の40歳から64歳までの人口と国保加入者数を、また、53ページから54ページにおいて加入世帯数を見込みました。いずれも減少傾向と見込みました。

55ページをごらんください。

48ページの県全体の介護分の納付金を県内29市町で案分します。案分方法は、後期高齢者支援金分と同様に、①の所得状況、②の加入者数や加入世帯数での案分となります。尾鷲市の介護分の納付金は、県全体の約1.14%から1.15%と見込んでいます。

次ページをごらんください。

尾鷲市の介護分の納付金についての推移です。令和3年度までは減少、4年度については、県全体の納付金額の増加に伴い増加と見込みました。

以上のように見込んだ結果、令和2年度では合計5億5,220万9,937円、3年度では合計5億4,388万3,826円、4年度では5億4,575万4,831円となり、3年間で16億4,184万8,594円と見込みました。

なお、納付金につきましては、本来県が県全体の医療費や加入者数などを推計し、見込むべきものですが、県からは今後3年間の見込みは示されていないので、市において、過去の県全体の医療費や加入者数などを参考にしながら、県全体分、市負担分を見込んだところでございます。

以上が納付金の見込みについての説明とさせていただきます。

○三鬼（孝）委員長 ありがとうございます。

市民サービス課に係る議案5件……。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 まだあるの。

○宇利市民サービス課長 ただいま御説明申し上げました国民健康保険事業費納付金を含め、費用全体を推計した結果が57ページ、58ページでございます。

57ページ、58ページをごらんください。

右端の欄に3年間で必要とする費用額を記載しております。費用の合計は58ページ合計欄右端の数値、17億3,261万3,176円と試算いたしました。

次ページをごらんください。

3年間推計の収入、費用をまとめ、黒字、赤字を表示したものでございます。3年間で必要とする費用が約17億3,200万円であるのに対しまして、収入が約15億7,000万円しか見込めず、約1億6,100万円の赤字となる見通しでござ

ざいます。

この結果を受け、早急に収支の改善を図る必要があるため、費用の削減、収入の増加の方策について検討を行いました。

まず、費用の削減ですが、費用の大半を占める県への納付金を減らす必要がございます。納付金を減らす方法としては、本市の医療費を削減することが考えられます。医療費を削減するためには、特定健診受診率の向上など保健事業を継続して実施していくことが大切となります。ただし、保健事業の推進は継続して取り組む必要がありますが、効果が短期的に出にくいものであり、3年間での費用削減効果は小さいと考えております。

次に、収入の増加です。収入をふやす方法としては、県などからの交付金を獲得する、財政調整基金を取り崩す、国保税収入を増加させるという三つの方法が考えられます。

まず、県などからの交付金を獲得することについてです。市としては、これまで以上に医療費の削減や収納率の向上などに取り組み、交付金獲得に努めることはもちろんですが、不足額の約1億6,100万円を補填できるほどの交付金の獲得が難しいのが現状でございます。

次に、財政調整基金を取り崩すことについてでございます。令和元年度の基金残高は8,099万6,000円と見込んでおりますが、収入推計において3年間で3,500万円の取り崩しを見込んでおり、これ以上の取り崩しは困難であると考えております。

よって、残る方策として、平成23年度に改正し、それ以降据え置いている国民健康保険税の税率の見直しにより収支のバランスをとることが必要であるとの結論を得たものでございます。今後は、そのための税率を検討させていただきたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長　　ありがとうございます。

市民サービス課に係る議案5件の審査と、報告事項に対する質疑につきましては、あす午前10時から行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、これで行政常任委員会を閉じます。御苦労さんでした。

（午後 3時16分 閉会）